

JIM

Journal of
Image &
Information
Management

Jiima

2022

3・4

MAR.APR

デジタルドキュメント 2021 ウェビナー

デジタルファースト時代の 情報マネジメント

～令和3年度電帳法対応・ニューノーマル時代を
見据えた組織のDX戦略～

Case Study

ベストプラクティス受賞事例

コーポレートカードの全社導入と 経費精算システムによる営業のDX化を実現

新連載

世界の電子政府DXシリーズ

第1回 台湾「ジョイン」がもたらす世界

先進の磁気テープが、 ビッグデータの未来を守る。



富士フイルム独自のアーカイブソリューション 『ディターニティ』

社内のデータ保管に関する「効率化」「コスト削減」「安全性強化」など、さまざまなデータ保管・管理のニーズに、磁気テープを使用したアーカイブソリューション『ディターニティ』がお応えします。



内部保管する

データアーカイブソリューション
ディターニティ オンサイトアーカイブ

大容量・低コスト・簡単操作のアーカイブ専用ストレージ。

ハードディスク(HDD)と最新のテープライブラリを組み合わせた、長期保管用ストレージシステムです。



デジタル化する

デジタル化・データ変換サービス
ディターニティ コンバージョン

コンテンツを最新デジタル環境に変換。



最新のデジタル
環境に変換

●本製品についてのお問い合わせは



〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 東京第一支店 TEL. 03 (3546) 7720

札幌支店 011(708)3541 仙台支店 022(796)2101 北関東支店 048(640)5795 東関東支店 043(305)4901 神静支店 045(620)0863
名古屋支店 052(228)7865 大阪支店 06(6745)1643 中四国支店 082(232)9261 福岡支店 092(282)6301



2022-3・4月号 通巻第 598 号

IM電子版はPDFで閲覧できます。

ダウンロードしたPDFならびにプリントは、著作権法に則った範囲でご利用ください。
JIIIMAに許可なく業務・頒布目的で利用した場合は著作権法違反となり罰せられますのでご注意ください。

- 2..... デジタルドキュメント2021 ウェビナー
デジタルファースト時代の情報マネジメント
～令和3年度電帳法対応・ニューノーマル時代を見据えた組織のDX戦略～
JIIIMA広報委員会
- 14..... 【ケース・スタディ】2021ベストプラクティス受賞事例 優秀賞
“誰でも正しく、簡単に処理ができ、皆が確認しやすい仕組みを創る”
コーポレートカードの全社導入と経費精算システムによる営業のDX化を実現
エプソン販売株式会社 伊藤 利彦
- 18..... 【ケース・スタディ】2021ベストプラクティス受賞事例 奨励賞
学園報のWeb公開化による発行業務の効率化と個人情報の二次利用防止
学校法人大東文化学園 小笹 太郎
- 22..... 日本初のNFTを活用した電子印鑑を共同開発
シヤチハタが追求し続ける「しるしの価値」とは?!
株式会社メディア・パラダイム研究所 奥平 等
- 28..... 【連載 世界の電子政府DXシリーズ】
第1回 台湾「ジョイン」がもたらす世界
(株)第一生命経済研究所 柏村 祐
- 32..... 【連載 デジタル・ネット時代に追いつくための2021年著作権法改正】
第3回 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化(2)
国際大学グローバルコミュニケーションセンター 城所 岩生
- 36..... 【連載 Webコンテンツを自由にするトリプル・アイ・エフ(III F)】
第4回(最終回) III Fを支えるコミュニティ
一般財団法人文情報学研究所 永崎 研宣
- 39..... 電子取引ソフト法的要件認証制度とは?
- 40..... 【PR広告】DataDelivery
国税関係帳簿書類をまとめて保管できる電子証跡システム
JFEシステムズ株式会社
- 42..... 【わが社のプレゼン】株式会社LegalForce
契約管理におけるデファクトスタンダードを目指して
- 45..... 文書情報マネージャー認定者からのひと言



- 46..... ニュース・ア・ラ・カルト
- JIIIMA 賛詞交歓会 オンラインにて実施
 - JIIIMA 「2021年 文書情報管理関連製品・サービスの市場動向調査」を公開
 - 一般社団法人日本テレワーク協会「第22回テレワーク推進賞」発表
 - TKC全国会 TKC経営支援セミナーを実施
 - BEARTAIL 改正電帳法「2年間の猶予期間」について解説したホワイトペーパーを公開
 - freee 「電子帳簿保存法」徹底解説ガイドを無料配布中
 - 富士フイルムビジネスインノベーション「Working Folderエビデンス管理オプション」提供開始
 - リコー 「RICOH 証憑電子保存サービス」を提供開始
 - ウイングアーク1st 「SPA Cloud」および文書のデジタル化をはかる「invoiceAgentTransPrint」を機能強化
 - 各社ニュース
- 48..... 新製品紹介
- 「RICOH P C6000L」
 - 「AccurioPrint 2100」
- 49..... コラム
- 50..... ■ IM編集委員から
- 第5回 徒然なるままに

デジタルドキュメント2021ウェビナー

DIGITAL DOCUMENT
WEBINAR

2021

デジタルファースト時代の情報マネジメント

～令和3年度電帳法対応・ニューノーマル時代を見据えた組織のDX戦略～

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）は、昨年に引き続き「デジタルファースト時代の情報マネジメント」をテーマとしてウェビナーを2021年11月15日（月）～11月30日（火）に開催した。

令和3年度電子帳簿保存法改正は、要件緩和がなされる一方で内部統制の強化を求める内容になっており、また電子取引に関する情報の管理でも変化があった。時代の変化に対応するためには正しい知識、関連のソリューションが必要となっている。こうした状況からサブテーマとして「～令和3年度電帳法対応・ニューノーマル時代を見据えた組織のDX戦略～」と題し、令和の新時代に対応するさまざまな講演をオンデマンドにて動画配信した。

今回はその中から、基調・特別講演ならびに委員会ナレッジセミナーをレポートする。

JIIMA広報委員会

基調・特別講演

基調講演

デジタル社会とデジタルトランスフォーメーション
を支える文書情報マネジメント

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会 理事長 勝丸 泰志

電子帳簿保存法が改正され、電子取引における取引情報の電子保存が義務付けられた。経理業務と文書情報マネジメントが近づいた。DXは進んだのか。IPAによるとユーザー企業のIT人材に対する不足感は年々高まっており、DX推進のためには人材が鍵のようだ。DXはトップが推進すべきで、具体的には経営戦略に組み込み、何を目的にどのように進めるのかを社内外に向けて発信し、社内規程を見直し、内部統制を働かせること。組織として正当化するために、文書情報マネジメントを形式的ではなく内容を伴って正しく行う。「ITの浸透が人々の生活をより良い方向に変化させるだろう」と語ったストルターマン教授によるDXの捉え方は判断の拠り所となる。デジタル化の進展に伴って生じるリスクを制御するために、JIIMAが規格化に貢献したISO19475を特定分野に限定されない、電子文書の運用基準として普及させたいとJIIMA理事長が語る。



コロナ禍に見舞われて2年になる。この間にデジタル化に関して多くの議論がなされ、これから実行を急がれている。2021年、デジタル化関連の6本の法律が成立した。その一つに「デジタル社会形成基本法」があり、そこでデジタル社会とは「多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」と規定されている。デジタル化は情報システムのみならず、それを支える仕組みと運用する人が揃ってうまく機能する。これらすべてを統括することはデジタル庁の役割ではないが期待したい。

また他にも、多くの手続きで押印が不要となった。建築士法第20条で建築士は設計図書に記名押印をしなければならないと決められていたが、今回の改正で押印が不要となった。しかし電子文書は変更や移動が容易である。管理の仕組みが整っていないと悪意が無くても誤った図書が紛れ込み易い。電子文書の信頼性に関する議論が必要だろう。改正電子帳簿保存法により、電子取引を行ったときに電子で受領した取引情報は電子のまま保存することが義務付けられた。今後多くの分野で電子原本化が見込まれるが、これを機会に組織全体の電子文書情報マネジメントの仕組みを見直し、その中に取引情報も位置付けるようにしたい。

デジタルトランスフォーメーション（以降「DX」）は進んだのか。独立行政法人情報処理推進機構（以降「IPA」）が発行した「DX推進指標 自己診断結果 分析レポート（2020年版）」を見る限り、この1年間で進んでいるが、このスピードで遅くないのか心配である。また、同レポートで中規模企業の結果を見ると経営視点の中でも「マインドセット」、「企業文化」及び「人材」の点数が低いとした。各々2019年から2020年にかけて改善はしているが、人材は絶対値として低い。IPAの『「IT人材白書2020年」概要』によるとユーザー企業のIT人材の質に対する不足感は年々高まっており、2019年では「やや不足している」も併せると90%以上の企業が不足を感じている。DX推進のためには人材が鍵のようだ。

DXという言葉は2004年にスウェーデン・ウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が、「ITの浸透が人々の生活をより良い方向に変化させるだろう」と提唱したことが最初である。昨今では企業変革に使われて多様な意味をもつ言葉になった。DXは、一企業の変革を指す場合と産業構造全体の変革を指す場合がある。また内容も新規事業の創出を指す人、ビジネスモデルの変革を指す人、あるいは既存事業の生産性向上を指す人などさ

まぎまである。

DXを語る場合、何を指しているかを確認しないと話が噛み合わないことに注意しなければならない。DXは、テクノロジー活用の他にルールを変える、人を変える、そして組織の文化及び価値観を変えることが含まれる。人の場合、入れ替えではなく再教育を考える。組織文化あるいは組織の価値観が変わらないとルールを変えることは難しい。変革にも順序がある。経営トップは、何を目的に、どこから、どうDXを進めるのかを明言することが成功への第一歩。先のストルターマン教授の言葉は判断基準になる。

文書情報マネジメントの目的は以下の3つである。

- 1) 説明責任を果たす
- 2) 危機管理及び内部統制を行う
- 3) 組織が持つ価値の管理を行う

これまでは1) コンプライアンス強化、2) 監査対応、3) 知的財産権保護が中心だったが、今後は1) 未来への投資に対する説明責任、2) いかなる環境変化に対しても持続可能な組織にする、3) 組織の存在目的を達成するために必要な知識の獲得及び管理を考えることが重要である。

文書情報マネジメントに関わる課題を3つ取り上げた。

1つ目は、改正電子帳簿保存法により、電子取引は文書情報マネジメントに直結する課題となった。これを機会に、組織全体の文書情報マネジメントの仕組みを構築したい。

2つ目は、DXはトップが推進すべきということ。具体的には、経営戦略に組み込み、トップは社内外に向けたコミュニケーションを充実させて説明責任を果たし、社内規程を見直し、その規程を守って仕事が行われるように内部統制を働かせる。これらを組織として正当化するために、文書情報マネジメントを形式的ではなく内容を伴って正しく行う。

3つ目は、電子文書の信頼性確保である。電子文書を取り扱う場合にはリスクを排除して業務を行わなければならない。具体的には、受け取る時及び送るときなどに信頼性、完全性、見読性が維持された状態で行うこと。この基準となる考え方がISO 19475として発行された。JIIMAが原案を作成しISOに提案して採択されたものである。この規格は、電子文書の信頼における運用を規定し、最低限のルールを作りその遵守の状態を維持し、組織や組織の業務を信頼できるようにすることを目的とする。JIIMAはこの規格を特定の分野に限定されない、電子文書の運用基準として普及させたいと語った。

改正電子帳簿保存法に関する実務上の留意点

国税庁 課税部 課税総括課 課長補佐 長内 泰祐 氏

令和3年度税制改正では、加速する社会のデジタル化に対応するために、所得税、法人税、消費税などの帳簿書類等をデジタル形式で保存するための手続きを簡素化する見直しが行われた。令和4年1月1日からの適用を控え、本ウェビナーでは電子帳簿などの保存における留意点を解説している。



電子帳簿等保存制度は、会計ソフトで作成した帳簿をデータのまま保存する「電子帳簿等保存」、領収書等をスマホ等で撮影して保存する「スキャナ保存」、請求書等に相当する電子データをデータのまま保存する「電子取引データ保存」を定めており、総じて、日付や相手先名の検索など利便性の高い仕組みをデジタル化によって実現することで、スピーディーな経理処理や、経理のデジタル化を通じた生産性の向上等を可能とするものである。

今回の見直しにより、①電子データのまま保存するには事前に必要な税務署長の承認は不要（電子帳簿等保存・スキャナ保存）、②受領した者がスキャンする場合における領収書への自署は不要となり、タイムスタンプ付与までの期間も最長2か月以内に統一される（スキャナ保存）、③訂正・削除などの履歴が残る等、一定の要件を満たしたクラウドに格納する場合にはタイムスタンプの付与は不要（スキャナ保存）、④2名以上による紙の原本とスキャナ画像との同一性チェック等は不要、などが措置された。こうした要件緩和が図られている一方で、電子データ等に改ざん等の不正があれば重加算税が10%加重となる措置が設けられており、事前規制から事後規制に一部シフトする形で不正の抑止が図られている点も特徴的である。

実務上の観点からは、次のとおり具体的な説明があった。

訂正削除履歴が残らない電子帳簿でも、複式簿記であればモニター・説明書の備付けや税務職員からのダウンロードの求めに応じることができれば電子データでの保存が可能になったほか、信頼性の高い優良な電子帳簿としての保存要件を満たしていれば過少申告加算税が5%軽減される措置が導入されたが、この加算税軽減措置は、課税期間を通じて全ての帳簿が優良な電子帳簿でなければならない等の留意点がある。

また、スキャナ保存については、タイムスタンプの付与に代えることができるクラウドサービスについては、どのようなクラウドサービスであってもよい訳ではなく、「ある時点以降に変更を行っていないことの証明」というタイムスタンプが果たす機能が果たせる必要があり、これに対応するものとして「他社が提供するSaaS型クラウドサービス」が例示されている。

電子帳簿等保存、スキャナ保存、電子取引データ保存に共通する検索要件については、①取引などの日付・金額・相手方で検索、②日付・金額について範囲指定の検索、③日付・金額・相手方を組み合わせて検索、といった3条件を基本的に全て満たすことが必要であるが、要件の充足方法に関しては例外もあるので、必要以上の対応をしないためにも正確な理解が求められるとも付け加えられた。

電子取引データ保存に関しては、令和4年1月1日以降^{※1}、改ざん防止のための措置を行い、モニター・操作説明書などを備え付け、検索要件を満たした上で電子データのまま保存することが必要となる。

なお、電子帳簿等保存を行うために市販のソフトウェアを使用する場合については、JIIMA認証であれば要件適合性が確認できると説明した。いずれにしても国税庁のHPから今回の改正に関する情報を正しく把握し、Q&Aなどを参考にして制度を理解することが大切であると解説されている。

最後に、今回の改正電子帳簿保存法によって経理処理の生産性が向上し、経理担当のテレワークの推進にも役立てられることを期待しているとして講演は締めくくられた。

※1 電子取引データの保存に関しては、2021年末に、保存時の要件にかかわらずデータを保存することや、従来に引き続き紙出力保存を可能とする2年間の宥恕措置が設けられた。

特別講演

令和3年度改正電子帳簿保存法におけるタイムスタンプ関連要件の変更内容解説

トラストサービス推進フォーラム 普及促進WG 上田 祐輔 氏



令和3年度改正 電子帳簿保存法 におけるタイムスタンプ関連要件の 変更内容解説

2021/11/15

トラストサービス推進フォーラム

普及促進WG

上田 祐輔

令和3年度改正された電子帳簿保存法。要件緩和によって、従来必要であったタイムスタンプを利用せず代替方法を用いて要件実現が可能となった。ただ、従来から利用されていたタイムスタンプが要件緩和後でも最も合理的な方法であると上田氏は述べる。タイムスタンプの概要から緩和された要件とその注意点、タイムスタンプの合理性について分かりやすく紹介する。

タイムスタンプとは、書類が当時から存在していたということを示す存在証明としてあり、付与された時点から現在に至るまでデータが変更改ざんされていないということを証明するためのものである。今回の令和3年度改正電子帳簿保存法では、非改ざんの担保の要件が緩和されたが、緩和された中でもタイムスタンプを利用することが最も合理的であることを電子帳簿保存法の変更点を交えて説明する。

まず、スキャナー保存制度における令和3年度改正の変更点や注意点について解説が行われた。緩和された要件は以下の通りである。

- ・NTPサーバーと同期されたクラウドサーバーへの保存で入力時点特定を認める。
- ・スキャンデータの非改ざん性について、NTPサーバーと同期したクラウドサーバーにスキャンデータの訂正削除履歴管理、または、訂正削除を行えない仕組みを設けることで対応を認める。
- ・タイムスタンプの付与期間は、記録事項の入力期間の制限（最長約2か月以内）とする。

これらのうち、特に令和3年度の改正から選択肢となったタイムスタンプに代わる手段で実現する場合の注意点について説明した。まず訂正削除履歴の管理、もしくは、訂正削除できないシステムを利用すれば、タイムスタンプは不要と解釈されているケースがあるがそれは誤解であるという点。施行規則の第二

条第6項には、記録事項の入力を作成または受領後速やかに行うこと、または、業務の処理にかかる通常の期間を経過した後速やかに行う旨が記載されているが、タイムスタンプに変わることができる要件は、規定のルールで期間内に入力されたことを証明できる必要があることに注意しなければならない。

また、取扱通達解説趣旨説明の4の28には、タイムスタンプを利用しない手段の事例として、他社が提供するSaaS型のクラウドサービスが稼働するサーバー（自社システムによる時刻の改ざん可能性を排除したシステム）で保存してNTPサーバーと時刻同期するなどで保存日の証明が客観的に担保される場合が該当するとされているが、ここにも注意する点があり、1つは非改ざんの証明が必要と記述されていること、もう1つはスキャナーデータを移行する際には、スキャナーデータだけではなく、データを保存した時刻とそれ以降に改変されていないことの証明に必要な情報も引き継ぐ必要があるということである。

このように、令和3年度の改正ではタイムスタンプに代わる手段が設けられたという大きな変更点があったが、そのためには単純に訂正削除履歴や訂正削除不可の仕組みや、SaaS型のクラウドサービスを使えばいいと言うことではなく、入力時点の証明の客観的な担保やデータの移行要件をクリアする必要があると語った。

次に、電子帳簿保存法の電子取引について、令和3年度改正以降の注意点について説明した。まず今回の改正で重要な点

としては、昨今、請求書のPDFファイルをメールで受け取るケースが増えたが、そのPDFファイルを印刷したものを原本として保存することができなくなる。また、取引情報に関して、もし、不正の事実があった場合は申告漏れ等に課される重加算税の措置も追加された。電子取引についてはこの背景を踏まえ、急ぎ対応の準備を進める必要があることを認識しなければならず、電子取引におけるタイムスタンプの位置づけは、電子取引データの真実性を確保する手段として取引情報の授受日の特定と改ざん検知の役割を担っていると説明した。

ただ、電子取引ではデータの真実性を確保する手段として、以下の4つのいずれかの措置を行うこととされている。

1. 電磁的記録の記録事項にタイムスタンプがされた後、取引情報の授受を行う。
2. 取引情報の授受後に速やかにタイムスタンプを付与する。
3. 取引情報を訂正削除履歴の事実と内容が確認できるシステム、もしくは、訂正削除ができないシステムで保存を

行う。

4. 不当な訂正削除の防止についての事務処理規程を定め、その規定に沿って運用する。

上記の中では、1、2のようにタイムスタンプで実現する場合は、もちろんサービス費用がかかるが、運用面で考えると、真実性を立証するための説明やそれらを含めたデータ移行が簡便にでき、ユーザーの負担軽減を見込むことができる。一方、訂正削除履歴の管理または訂正削除不可の仕組みで実現する場合は、実現するための仕組みがEDIや電子取引サービスに限られる可能性や取引データの移行性が課題になる可能性がある。また、事務処理規定に沿った運用で実現する場合は運用体制の維持や書類記録の安全な長期保管が課題になる可能性がある。このように全体を検討すると、クラウドサービスを使う場合であっても、真実性の要件の実現手段としては、タイムスタンプを利用することが最も合理的であると考えられると講演を締めくくった。

特別講演

令和3年度電帳法対応JIIMA認証及びe-文書法電子化早わかりについて

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 法務委員会 委員 猪俣 智子

「JIIMA認証制度」には4つの認証制度があること、そして国税庁の一問一答などもテーマとし、ユーザー向けと開発ベンダー双方に向けた解説動画となっている。また「令和3年度電子帳簿保存法の改正」については具体例を挙げて説明し、さらに2022年2月改定予定の「e-文書法電子化早わかり」についても改定ポイントをわかりやすく紹介している。

令和3年度電帳法対応 JIIMA認証 及び e-文書法電子化早わかり改訂について

2021年11月
公益社団法人日本文書情報マネジメント協会
法務委員会

JIIMA認証制度とは、電子帳簿保存法（電帳法）対象の4つの区分「帳簿」「書類」「電子取引」「スキャナ保存」に関して市販されているソフトウェアやソフトウェア・サービス（ソフトウェアサービス等）が、電帳法の要件を満たしているか公正に審査を行い、法的要件を満たしたものを認証する制度である。これによって利用者が安心して電帳法対応システムを採用する手助けをしている。

国税庁の出している電帳法のスキャナ保存に関わる一問一答

では、「問57 自社で使用するスキャナソフト等について、電帳法の要件を満たしているか分からないのですが、どのようにしたらよいですか?」との質問があり、その回答として国税庁がJIIMAの認証制度を審査に活用していること、またJIIMAの認証を受けたソフトウェアであれば承認申請書の記載事項や添付書類を一部省略できること、さらに「令和3年度の税制改正による承認制度廃止後も、保存義務者の予見可能性を確保する観点から、認証を受けたソフトウェア等について引き続き国税

庁のホームページに掲載することとしました。」と紹介している。

同じく一問一答の「問58 JIIMAにより認証されたソフトウェア等とはどのようなものでしょうか?」の回答では、JIIMAが電帳法に規定する機能要件に適合するかどうかを確認し認証したソフトウェア等について説明。該当するソフトウェア等は国税庁及びJIIMAのホームページの認証製品一覧表に明示されることも紹介した。またスキャナ保存用のソフトウェア等に係る認証制度に加えて、令和3年4月以降は、電子書類及び電子取引に係るソフトウェア等についても新たに認証を行っており、これまでの認証制度と同様に認証を受けたソフトウェア等には「認証ロゴ」を使用できることが伝えられた。

なお、電帳法に該当する下記4つの区分

- ①帳簿：国税関係帳簿（電子的に作成した帳簿）→電子帳簿ソフト法的要件認証制度
- ②書類：国税関係書類（発行書類、電子的に作成した書類）→電子書類ソフト法的要件認証制度
- ③スキャナ：国税関係書類（発行・受取書類、紙で作成or相手

手から紙で受領した書類）→スキャナ保存ソフト法的要件認証制度

- ④電子取引（電磁的に授受した取引情報）→電子取引ソフト法定期要件認証制度

これらについても具体例を挙げて説明をしている。

具体的には、認証の有効期間、審査基準とその内容及び審査フロー、情報公開、審査手数料、申請方法等についても図や表を交えながら簡潔に説明を行い、これから審査を受けるベンダーや、認証製品はどういった審査過程を経ているのか気になるユーザーにとっても必要な情報を提供している。

最後に「e-文書法電子化早わかり」はJIIMAの法務委員会が定期的に発行してきたe-文書法/電帳法を解説する電子化の手引書であるが、令和3年度電帳法改正を受け、従来はスキャナ保存中心の記載であったものを、電帳法全般について解説をしているとし、これからデジタル化を進める方にガイドブックとして使える内容であると締めくくった。

委員会ナレッジセミナー

測定機器データの長期保存と互換性確保のための方法の確立と、その課題への取組み

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 R&Dデータ保存委員会 委員長 上原 小百合

R&Dデータ保存委員会（以下、本委員会）では測定機器データを長期間保存する方法として、標準パッケージの作成を提案している。本年6月のウェビナーで、標準パッケージの作成技術、標準パッケージに格納した測定機器データがメーカーの異なるソフトウェアで再解析できることを示した。今回は、標準パッケージを利用するための現時点の課題と取組みを示す。

測定機器データの長期保存と互換性確保のための方法の確立と、その課題への取組み

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会
R&Dデータ保存委員会

上原小百合



本委員会は、2015年から活動しており、製薬業界における測定機器データの長期保存に関する諸課題を解決するために活動をしている。

製薬業界の特徴として、医薬品の創出とライフサイクルから見

ると、特許出願から製品の終売まで約30年間にわたり研究開発データを保存する必要があるが、ソフトウェアは短期間でアップデートされ、もしデータを移行するにしても信頼性を担保し続ける必要がある。

2019年4月に「測定機器データの長期保存ガイダンス」をJIIMAホームページで公開し、測定機器データの長期保存の概念や信頼性を確保する方法の概要を解説、2021年5月に「測定機器データの長期保存技術ガイドブック」を発行し、測定機器データの「長期保存」を実現するパッケージの運用、資料とデータ保証の技術を解説し、6月のウェビナーで発表した。

医薬品産業の環境変化として、厚生労働省から本年9月に、医薬品産業政策が目指すビジョンと基本的方向性が示され、他業種連携による創薬、エコシステムが一般化してきており、効率的かつ迅速に研究開発等を進める必要があると、課題認識されていると解説。このエコシステムが測定機器データの長期保存に与える影響として、複数の施設が連携することにより、重要なデータを保管している場所が広がり、これらのデータが紛失や散逸のリスクが増えるという問題が浮き彫りになっていると語った。

そこで、測定機器から得られたデータを長期保存するために、再現性の確保に必要なデータの一つにまとめる「標準パッケージ」に本委員会は取り組んでいるとし、本年9月に日本QA研究会GLP部会との意見交換会を開催、パッケージ作成と利用に

ついて、また標準フォーマットについての質問を抽出し、課題とその解決に向けた対策の検討を続けていると述べている。その課題は以下の5つである。

- 1 技術ガイドブックだけでは実運用に不安だと感じている現場への支援
- 2 インテグリティ保証トライアルに用いた、パッケージ化関連ツールの配布への対応
- 3 パッケージ化関連ツールの品質保証
- 4 パッケージ化関連ツールによって作成される、インデックスファイルの品質保証
- 5 多種多様な測定機器データの長期保存方法

委員会では、「測定機器データの長期保存ガイドライン」と「技術ガイドブック」が広く活用されることを目指し、今後も信頼性ある再解析可能な測定機器データの長期保存方法について、データの互換性によりSociety5.0が目指す新しい社会のニーズを満たすべく活動を行っていくと話し、講演を締めくくった。

デジタル時代の文書情報管理業務についての提言

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 DXコンセプト立案委員会 委員長 石井 昭紀

DXコンセプト立案委員会（以下、本委員会）は、旧来あったECM委員会から名称を変更し、文書情報管理委員会および標準化委員会と連携して、デジタルファースト時代における文書情報マネジメントのあるべき姿を明らかにしていく委員会である。

今回の講演では、現代に求められる新しい文書管理として、デジタル時代における文書管理システムとコロナ禍で急激に普及したリモートワークを支えるビジネスチャットなどの新しいITツールの相互関係を総合的に捉えるための視点を包括して解説する。

日本における課題は明確になっており「組織文化の違い」「記録管理者や職務定義書の不在」という観点から、欧米に比べて手法やツールが普及しにくい点があると本委員会では問題提起している。さらには文書情報管理の問題と挙げられるのは以下の3つであるとした。

- ・組織的に分断されている。

デジタル時代の文書情報管理業務についての提言

DXコンセプト立案委員会 石井昭紀

- ・ツール毎に分断されている。
- ・セキュリティ、プライバシー、BCP等関心時毎にも分断されている。

イチから始める文書管理という手引きのドキュメントを現代にあわせて作り直すというコンセプトで今回の提言としているが、その目的を一言でまとめると「新しいデジタルツールと文書情報

管理の橋渡しを行ない、互いの存在を前提とした上での使い分けを実現する」ことであると語った。そして提言の目的は以下の3つである。

- ①文書の作成段階の支援も文書情報マネジメントの重要な一部として統合する。
- ②作成段階と完成した文書の保管管理は相互補完的な関係とみなす。
- ③補完関係を整理するために管理の仕方を、「個人・チーム・組織」の3段階で捉える。

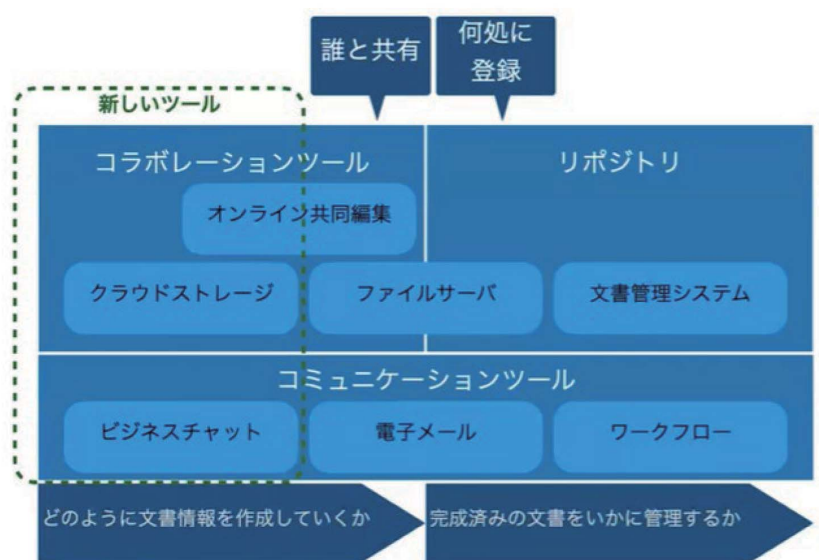
この提言の想定しているターゲットは、既存の文書管理ルールで歪みが生じている、またはシステム管理や個人情報保護の規程類の混乱が生じている組織であるとしている。

また、本委員会では、今どういう時代が来ているのかという部分を改めて整理している。それを見ると「紙文書時代>電子化文書時代>電子文書時代>デジタル時代」と流れていっており、最後のデジタル時代は文書に関連するさまざまなプロセスの情報も電子的に連携が可能であり、作成途中の付帯的コミュニケーションも参照できる環境、「コネクテッド」という言葉をキーワードにした文書情報の時代であると定義している。

次に文書情報管理の目的として本委員会では、文書情報は「証拠」であり「資産」であり、適切な管理でその価値を高めるものと語った。そのためデジタルデータの保管については、紙による実在性とは異なり、信頼性を担保する必要があるとした。具体的には、文書情報同士を関連付けることでデータ全体としての信頼性を向上させるとともに、情報としての価値も向上させることで、文書情報管理におけるマネジメントシステムの重要性は今後も高まってきていると語った。文書が独立しているだけでは弱い、その文書が作られていくプロセスを修正するのは難しい。それをコネクテッドすることで証拠として信頼されやすくなるというメリットがあるのだという。

本委員会では新しい文書情報管理の考え方として、右上の図表をもとに解説した。

- ・コラボレーションツール（クラウドストレージ）
 - ・リポジトリ（文書管理システム等）
 - ・コミュニケーションツール（ビジネスチャットやワークフロー）
- これら3つツールの相互補完関係が重要となっており、従来



はリポジトリのみにフォーカスをしていたがこのデジタル時代においてはコラボレーションツールとコミュニケーションを包含したモデルが必要になってきているという。

最後に、新しい文書情報管理へのアプローチ方法として「マネジメントサイクルからマネジメントスパイラルへ」について解説した。

これは、「個人」から「チーム」、そして「組織」に至る過程において、その切り替えについて考えるものであるという。その段階で規程を持つことが今回の提言の中心である。

なお、その為に文書情報管理制度の構築要素として以下の3点が必要となる。まず1つ目に「適切な規則・ルール作り（管理対象となる文書情報とは何か？等）」がある。そして2つ目に「ICTツールの導入」、3つ目に「人材・職位と教育」である。

- この3つが必要であり、さらには、従来の文書情報管理から
- ・新しいツールとリポジトリの相互補完的な両立を目指すこと
- ・個人・チーム、チーム、組織の3段階という視点を組み込んだ設計にしてい

これらの部分が新しい文書管理において求められてきていると説明した。

そして、「知的生産性の向上」と「エンゲージメントを高める新しいデジタルツールと高い管理精度を実現する文書管理の補完的な組合せ」、これらの2つのポイントがこの課題を解く鍵であるとして今回の提言を締めくくった。

電子取引、インボイス制度を支えるISO19475

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 標準化戦略委員会 委員長 伊藤 泰樹

電子書面の取り扱いの要件を定めた国際規格ISO19475が制定された。この規格は、組織間で使用される書面の信頼性を確保・運用する要件を規定している。JIIIMAは、この規格を活用して、信頼性のある取引や書類の流通基盤を構築していく。本講演では、この規格の概要と使用方法について説明する。



デジタルドキュメント
ウェビナー
デジタルファースト時代の情報マネジメント
開催日時: 11/15(月)~20(木)

電子取引、インボイス制度を支えるISO19475
ISO19475 文書管理—文書取り扱いの最小要件

2021年11月

公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会(JIIIMA)
標準化戦略委員会

昨今のデジタルトランスフォーメーション(以下、DX)において、普段業務で扱われる文書がどのように変わってきたのかの解説が行われた。それによると、従来の紙やハンコの依存からの脱却をしようとした場合、ハンコレスやペーパーレス運用の安全性確保や組織間を流通する相互運用性および信頼性確保は、デジタル変革においての課題であると語られた。情報の信頼性や組織相互に使用する運用面においては、今でも従来の紙による運用のルールに依存している側面がある。そのため、DX社会の実現にあたり、デジタルデータ(デジタル文書)を安全に使用する、さまざまなルールを整備する必要がある。デジタルデータの授受の際には、データの安全性や読みやすさが無ければ受信者は使用することができない。また、企業機密や個人情報保護の視点においてもルールを再考する必要がある。

そこで、標準化戦略委員会(以下、本委員会)が一つの規格としてあげられたのがISO19475である。そもそもJIIIMAでは一貫して文書の取り扱いについて安全性を追求するために、手順や組織像、データ内容など規格提案を実施してきた。2013年頃から統合文書管理の要件として、ISO19475のルール化について検討されてきた。結果、先行して手順化されたEUなどの規制を取り込んで、制定されたものがISO19475である。従来の文書を管理するという規格では、紙文書を主体に業務を実施、文書を正しく「保存・保管」しなければならないという紙文書が中心だった。しかし、文書のデジタル化が進むと、作成や取り扱いの手順が複雑になり、作成する文書の過程ごとに統制する

必要がある。そのため、電子文書を使用して、文書管理、相互運用性を持った文書流通を実現していくためには、文書を正しく「作成して、流通を統制」しなければならないことが分かってきている。また電子文書は流通の過程で、複製されることを前提にしなければならない。よって、複製されたデータがオリジナルと同等か否かの特定が必要となる。EUなどの国では複製は当たり前で複製されたものを突き合わせや第三者証明などでオリジナルであることを証明できる仕組みを作っている。このような背景で、本委員会はISO19475に想定されるリスクとそれに耐性を持たせるために遵守すべきプロセスをまとめている。文書を受け取る場面では、受信者は、受信した文書は使用してよいものか、正当な経路で入手したものか、など評価しなければならないとしている。また、発信者は、発信しようとしている文書は相手側に送信しても良いものか、相手はその文書を読む権利をもっているのか、組織としてその文書を発信することができるのか、また背景には法令要件に合致しているのか、第三者(調査者や監査者など)の視点から説明することができるかなどという要求事項を記載している。本規格を使用するサービス・製品、組織は、この要求事項を自らの仕様や作業状況に照査して、運用の安全性を評価することができる。

次に本委員会ではISO19475の適用先を解説した。日本国内でも欧米各国に比べて遅れること約10年、取引で使用される情報で最も重要とされる請求情報のデジタル化が進んでいる。例えば、2021年電子取引情報のデジタル保存や2023年インボイス

制度、適格請求書保存方式の適用だ。電子請求書を取り扱う場合に「請求書の配送」方法としての電子的な取り扱い、取引先の意向によって選択されていることが多い。電子請求書を取り扱うことができる適正な事業者であるか、適正なプロセスであるかどうかなどをISO19475で定義、要件チェックしていくことができる。今後は、商取引以外の場面での文書情報の信

頼性を担保していく規格にしていく予定であると語った。

最後に、本委員会では文書の取り扱い全般から見た安心・安全な社会を目指すための規格開発を推進し、ISO19475および信頼できる文書の取り扱い、国内規格メンバーの募集を呼びかけていくとし、ウェビナーを締めくくった。

電子取引に関するトラストの政策動向と電子契約活用ガイドラインの改訂ポイント

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 電子取引委員会 委員長 西山 晃

コロナ禍で加速するDX推進に向け、「信頼ある自由なデータ流通 (DFFT: Data Free Flow with Trust)」を実現する電子取引の必要性は高まる一方、2021年6月に閣議決定された「包括的データ戦略」では、電子取引の基盤技術である「トラスト」が当面特に注力すべき課題とされている。本セッションではJIIMA電子取引委員会にて作成、改訂した「電子契約活用ガイドライン」のポイントや、トラストをめぐる政策動向を解説した。

電子取引委員会では、2019年5月に「電子契約活用ガイドラインVer.1.0」を作成公開したが、近年のデジタル社会の推進に向けた動きの中で、電子契約に係るトラストサービスの国内外の動向にも急速な変化があったため、以下の項目について、改定・追記されたと説明した。

- 1-4. 電子契約を取り巻く法律について
- 2-5. 電子契約の形態について
- 3-2. 訴訟対応
5. トラストサービスに関する国内外の動向
 - 5-1. EUにおけるトラストサービス
 - 5-2. 世界的な動き
 - 5-3. 我が国の動向
 - 5-4. 海外におけるクラウド型電子契約サービスの判決例

次に、電子契約の定義、電子署名と電子サインの使い分け、電子契約メリットを掲げ、電子契約が業務効率化、管理性の向上、コスト削減など、社会生産性の高い電子文書情報社会の構築に必要であることや、電子署名法や役割について解説、署名

検証のしくみやタイムスタンプと長期署名、電子契約の形態、運用と証拠性、成立の立証、注意すべきポイントを説明した。

トラストサービスに関する国内外の動向としては、欧州のeIDAS規則を紹介。適用開始5年目となり、その後見直しされ、eIDAS2.0として改定案が提出された。本セミナーではその追加内容についても触れている。

海外判例ではビジネスローンの電子契約でSMSを使用した電子署名が認められなかった判決例や、太陽光発電システム設置でクラウド事業者による電子署名で証拠不十分であった判例を紹介。本人の操作ログなどで確実に本人が締結した契約であることを証明することの重要性を述べた。

トラストサービスに関する国内外の動向では、政府側検討体制の推移や、デジタル社会の実現に向けた重点計画の中で閣議決定した「包括的データ戦略」に記載されたトラストについて以下の内容を紹介した。

サイバー空間でトラストが求められる3要素について、

- ① 「主体・意思」：意思表示の証明では、電子署名
- ② 「事実・情報」：発行元証明では、eシール（法人など自

デジタルドキュメント2021ウェビナー
 日時: 2021年11月15(月)~11月30(火)



**電子取引に関する最近のトラストの政策動向と
JIIMA電子契約活用ガイドラインの改訂ポイント**

2021年11月
JIIMA電子取引委員会 委員長
フューチャー・トラスト・ラボ
西山 晃

然人以外の電子署名)

③ 「存在・時刻」: 存在証明では、タイムスタンプ
論点と課題について、

① トラストアンカーの機能

② 認定スキームの創設

③ トラスト基盤の創設

④ 認定の効果

⑤ 認定基準

⑥ クオリファイドサービスの公表

⑦ 国際的な相互承認

• 論点について、今後、将来的な国際連携を視野に入れつ
つ、デジタル庁を中心として関係府省庁が協力して検討し
2020年代早期の実装を目指す。

• これらの論点は多岐にわたることから、トラストサービスに
対するニーズを分析し検討の順を明確にすることが重要で
ある。

と説明した。

また、包括的データ戦略の今後の進め方について、2021年10
月25日 第1回 データ戦略推進ワーキンググループの資料を抜粋
し以下の検討が行われることを紹介した。

■トラストのスコープの再整理

■各種手続・取引に応じて必要となるID・トラストサービスの
アシュアランスレベルの分類

■トラスト確保枠組みの基本的考え方の明確化

■国及び民間との役割分担の在り方の明示

■ユースケースの特定及びその有効性検証

最後に同委員会では、「ビジネス上で取り交わされるさまざま
な文書について、非対面手続きが求められる昨今の社会情勢
を鑑みても、電子契約は業務効率化、コスト削減に対して有効
な手段です。そのため、電子契約サービスの利用形態から適切
なサービスを利用する事が重要になります。このガイドラインが
電子契約活用の一助となりますと幸いです」と結んだ。

文書情報管理委員会 活動報告 ～文書情報流通基盤WG／文書管理達成度評価WG～

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 文書情報管理委員会 委員長 馬場 貴志

文書情報管理委員会は二つのWG(ワークグループ)、
文書情報流通基盤WGと文書管理達成度評価WGの活
動報告を委員長馬場貴志が講演した。文書情報流通基
盤WGについては文書ファイルの真正性と見読性を維持
し、人員による再入力なく各種システムのアクセス制御
を可能とするフレームワークの確立を目指した活動の現
状までの伸展と今後の予定について、また文書管理達
成度評価WGについては、各企業が文書管理のレベル
を自己評価できる文書管理達成度の評価基準とフィード
バックと活用について解説を行った。

文書情報管理委員会 活動報告

～文書情報流通基盤WG／文書管理達成度評価WG～

2021年11月15～30日

文書情報管理委員会 委員長

馬場 貴志



【文書情報流通基盤WG】

文書流通の現状は、紙ベースの文書では手入力、電子文書
であっても紙出力や、目視確認といった人員の介在を排除でき
ないため、その前後の処理がOCRやRPA等を利用して自動化
されてもどうしても人為的なミスの要素が排除されないという課
題があり、文書情報流通基盤WGは、電子文書の発行から受
領まで人の介在しない流通を確立することを目標としている。

この目標を実現するために文書情報流通基盤WGは、基本要
素(必須)とアプリケーション要素(任意)について討議をしてい
ると語った。基本要素は文書流通に必要な基本情報要素(作成
日、作成者、発行者、文書名、文書番号、セキュリティ区分、
開示範囲など)の定義で文書のライフサイクル(作成～廃棄)に
応じた処理を可能とする。アプリケーション要素は、関連性の
ある請求書、注文書、納品書や、個別の作業報告書、申込書

等といったアプリケーション（業務）から任意に選択したアプリケーションで利用されるメタ情報を定義する。

現在、基本要素については50程の要素に整理が完了していて、実際の業務で利用できるか複数の業務シナリオで文書流通のシミュレーションによる検証を実施している。

今後の活動は、文書流通のシミュレーションで精度を高めた上で最終調整を実施して来年春の基本要素の完成を目標として討議を継続し、その後、技術的方針や普及活動の方針、またアプリケーション毎に定義する情報などについて検討する予定だという。

【文書管理達成度評価WG】

文書管理達成度評価WGの「文書管理達成度の評価基準」は、各企業がやっている文書管理のレベルを一定の基準により評価できるようにするために策定したもので、以下の効果が各企業にもたらされることを期待している。

- ・各社の文書管理のレベルを横並びで比較することができるようになる。
- ・各社の強みや弱みを明確に把握することができるとともに、各社の取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけることができる。
- ・各社のレベルを他社と比較できるようになり、各社の文書管理推進の動機づけになることが期待できる。
- ・さらに、一定の時間が経過した後に再評価することにより、自社の改善の度合いを確かめることができる。

文書管理が実現されている状態とは、ドキュメントライフサイクルにおいて以下が望ましい状態にあると考えられる。

- ・作成 会社の文書に相応しい文書が作成され、正式文書化の手続きを経て適正に作成されている。
- ・処理・配付 業務上の必要性に則り、必要な人だけに開示

されている。（知る必要性基準）

- ・保存・保管 文書と記録が区別されて管理されている。文書および記録が、保存されるべき期間、確実に保存されている。

紙文書および電子（化）文書の所在が把握できており、担当者本人のみならず、許可されたものは検索し、閲覧し、活用できる。

- ・廃棄 文書および記録が、保存すべき期間を経過したのちに、確実に廃棄されている。

紙文書および電子（化）文書が廃棄されたこと（されていること）が判る。

文書管理の達成度評価は、①文書管理ルール の制定条件、②組織的な活動、③文書を管理するための前提条件、④作成、⑤発信送付（社内、社外）、⑥利用・活用の促進、⑦保存・保管、⑧廃棄の8項目について、総務部などの文書管理主管部門と、人事部・経理部などの実行部門の、各最低1名が回答することにより、会社の文書管理の達成度を測るものとなっている。

質問事項は、「紙」文書と「電子（化）」文書の両方を包含した、文書管理の基本的事項である。主管部門が文書管理ルール（文書管理規程等）に定めるべき事項を定め、各部門がそれを順守しているのかを問う形式の質問項目になっており、また、文書管理システムなどの「道具立て」に関する質問事項はない。

評価結果は前述の8つの項目のうち②と③、④と⑤をまとめた6つの括りでの評価を基本として、項目別のスコア、項目別スコアのレーダーチャート（平均値の比較）、前者と部門の取り組みのバランスがフィードバックされる。

将来的に参加企業が増えて、サンプル数が確保できた時点で、参加企業の結果を集計して全体の中での自社の達成度を相対的に把握できるようなフィードバックも計画しているという。このためにも多くの企業が参加を検討されることを期待していると結び、講演は終了した。

文書管理達成度評価・調査ご協力をお願い

「皆さんの組織の文書管理のレベルはどのくらいですか？」

各組織では、内部統制、説明責任など、社会のさまざまな要請にもとづいて文書管理を実践しています。しかし、文書管理のレベルを測る仕組みがなく、これで十分なのか、不足している点は何かを知ることが難しいのが実情だと思います。

JIIMA文書管理委員会では、そんな疑問を解消し、各部門が正しく文書管理ができているかを診断するサービスを開始しました。貴社組織の現状を回答用シートに書き込み送付いただければ、文書管理委員会が診断しお返しします。

将来的にはご提供いただいた情報を元に、日本における組織の文書管理現状をまとめ、その中で各組織がどのレベルに位置づけられるかをわかるようにしたいと考えています。自社の文書管理に関心がある組織の方々のご利用をお待ちしています。

メリット

- ・自社の強みや弱みを明確に把握することができるとともに、取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけられます。
- ・他社のレベルと比較でき、自社の文書管理推進の動機づけになります。
- ・一定の時間が経過した後に再評価することにより、自社の改善の度合いを確かめることができます。

詳細は右記URLを参照ください。 https://www.jiima.or.jp/basic/doc_mng/

“誰でも正しく、簡単に処理ができ、 皆が確認しやすい仕組みを創る” コーポレートカードの全社導入と 経費精算システムによる営業のDX化を実現 — 申請・決裁ワークフローの電子化による電子帳簿保存法への対応と 業務効率の両立 —

エプソン販売株式会社
取締役 経営推進本部長

いとう とし ひこ
伊藤 利彦



独自の技術で人々の生活を変えて きたのがエプソンの原点

エプソン販売株式会社は、セイコーエプソングループの商材の国内販売を一手に担う会社です。

グループの始まりは1942年。諏訪での“時計”の製造がスタートです。1994年には写真の印刷を写真店でなくとも家庭で気軽に行うことができるインクジェットプリンターを発売しました。その後、液晶データプロジェクターの発売により、紙やOHPを利用していたプレゼンテーションの方法に変革、最近では、オフィス内で紙の循環型世界を作り、地球環境の負荷低減を図ることを目的に、紙をその場で再生する乾式オフィス製紙機の開発など、独自の技術でお客様の期待を超える新たな価値を創り、人々の生活を変えてきました。

プリンティング事業と相反する 環境問題への取り組み

プリンターと言えば紙を排出するものですが、会社として社会課題の解決に真摯に取り組み「持続可能でこころ豊かな社会の実現」を目指しています。これはペーパーレスを進めるということでもあり、当社の基幹事業でもあるプリンティング事業とは相反するのではと、社内の意見が出たこともありました。プリンティングと環境課題の解決は両立できるはずであるし、それを目指していくということが、今ではグループ全体の根源を成す方針となっています。

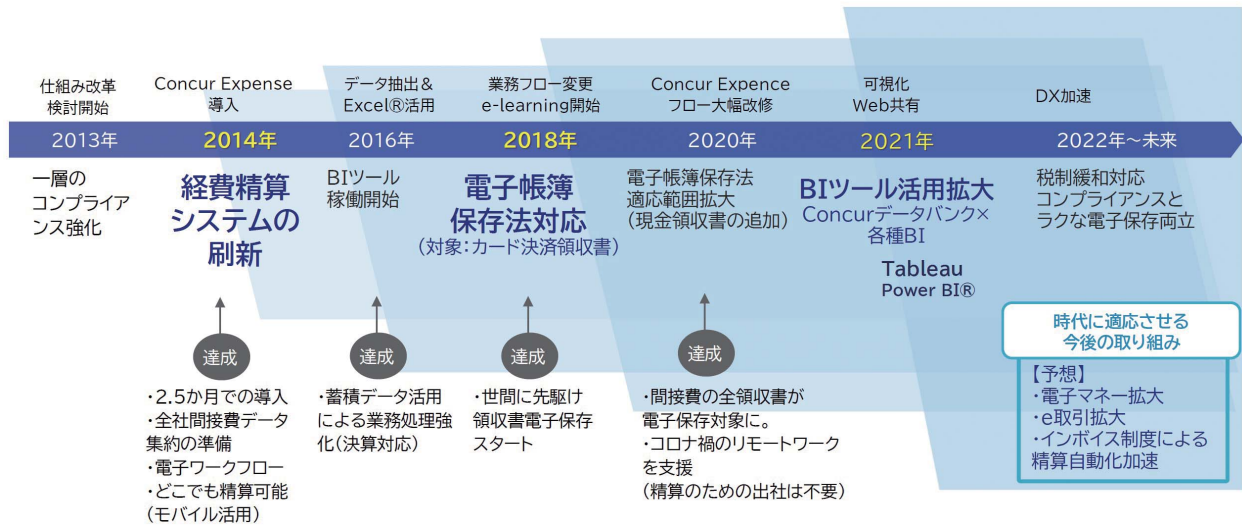
会計アプリ事業による“業務効率化 と紙のない働き方”の提案

自社開発の会計事務所様専用のビジネスコンピューター（オフィスコンピューター）「EPSONEX-1」を投入したのが、1977年。

そこから現在ご提供している「R4（アールフォー）」シリーズまで、40年以上に渡り、会計の世界へサービスをさせていただいています。昨今では、電子帳簿保存法の流れの中で、その制度対応だけでなく、会計・税務のワークフローのデジタル化による効率化、生産性向上の結果として、“紙のない働き方”＝オフィスのペーパーレス化の実現に向けた取り組みを強化しています。

ペーパーレス化の率先垂範で、 経費精算の電子化による電子帳簿 保存法対応と業務効率を両立

こうした当社の取り組みの自社内における率先垂範の活動として、経費精算の領域において、2016年から電子帳簿保存法への対応を前提にした電子化の検討をスタート、2018年には一斉に全社員(1,700名)の導入に踏み切り、約3年をかけて、四半期毎の定期検査継続、紙領収書と画像の



整合性・適正運用を管理部門にて確認しながら、e-ラーニングにより現場部門での適正運用の定着を見守りながら、領収書を各自で廃却する運用へ段階的に変更、2021年1月からは現金領収書の電子化を開始し、領収書提出を不要とし一層のペーパーレス化を実現しました。

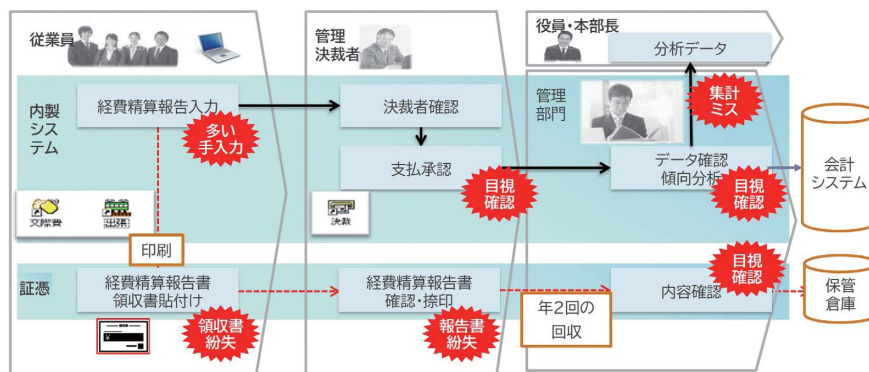
電帳法対応をきっかけに、経費精算処理のキャッシュレス化を促進

領収書の電子化適用範囲はまずは「コーポレートカード精算のみ」とし、現金精算(手入力)は品質担保が困難なため、社員の精算工数も軽減できるコーポレートカード

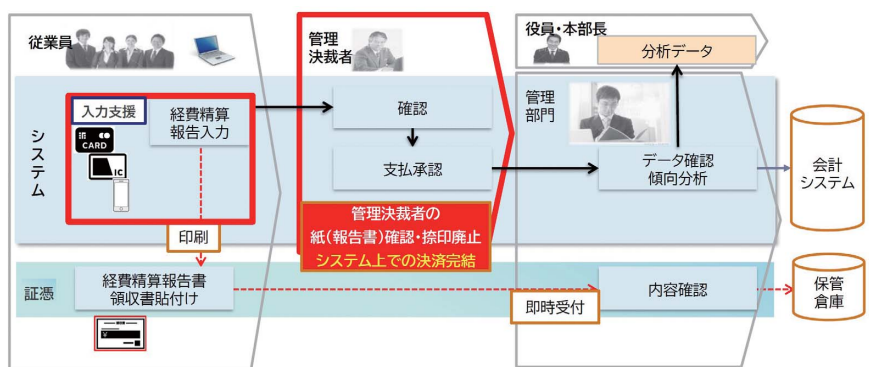
の利用促進を促した結果、キャッシュレス精算の比率は85%を占めています。

独自の運用ルールとして工夫した点は、以下の3点です。

- ①業務サイクル方式を「35日以内」と日数を定義し日付を固定、法定要件より厳しいルールとした



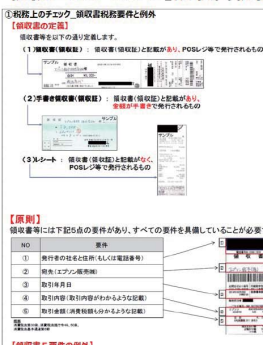
導入以前の業務フロー



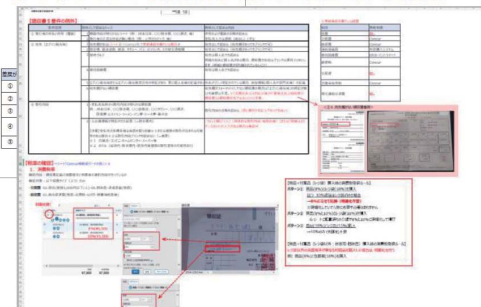
スタート時

マニュアル名称	
1	業務概要
2	全体手順
3	①税務上のチェック 領収書税務要件と例外
4	②補足)領収書として精算を認めるケース・特例
5	③電帳法上のチェック アップロード画像
6	④電帳法上のチェック 処理区分
7	⑤参考)電子領収書事例
8	⑥電帳法上のチェック アップロード実施日・第三者確認
9	⑦参考)アップロード実施日の計算
10	【チェックリスト】領収書画像と入力内容
11	【参考】支払先名称入力時の判断事例
12	【操作】承認
13	【操作】差戻
14	【操作】差戻コメント一覧
15	【操作】要レビュー
16	【操作】台紙受領確認
17	【チェックリスト】添付台紙
18	【操作】台紙の科目別仕分
19	【相対表】科目名-経費タイプ-台紙
20	Concur機能紹介・その他
21	更新履歴

税務上のチェック 領収書税務要件と例外



【チェックリスト】領収書画像とConcur入力内容



BPO(外部委託)によるチェックの標準化と四半期ごとの定期検査(モニタリング)を業務フローに反映

電子化の必須要件

◆「電子化の必須要件」は大きく3つです。

1. 紙の領収書に
＜規則第3条第6号＞

2. 領収書画像を
＜規則第3条第5号＞

3. 領収書画像を
＜規則第3条第5号＞

電子化の必須要件

紙の領収書にフルネームサインする

すべての紙の領収書に

以下のConcurモバイルアプリから撮り込んだ領収書画像には誤りはどこでしょう。

誤っている箇所
領収書以外の物が写り込んでいる所

ポイント
被写体は領収書のみにしましょう。
筆記用具、キーボード、手・足、等が写り込まないようにしましょう。

誤っている箇所
フルネームサインする場所

ポイント
宛名に記載がない領収書であっても、本来の領収書宛名欄にフルネームサインはしてはなりません。
(個人宛に発行された領収書と判別できなくなるため)

「整然とした形式及び明瞭な状態」の画像を撮り込むようにしましょう。＜規則第3条第1項第4号＞

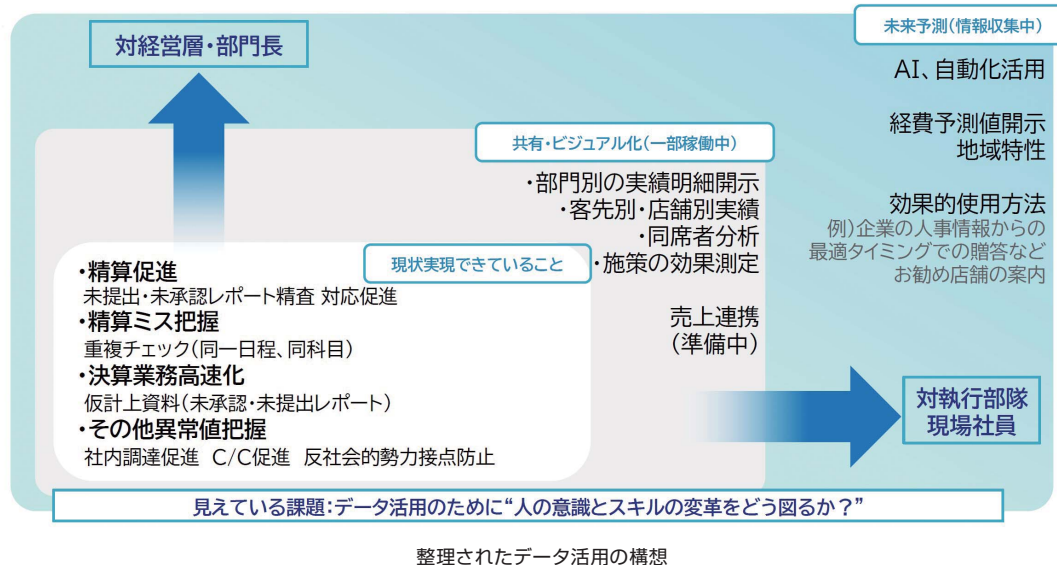
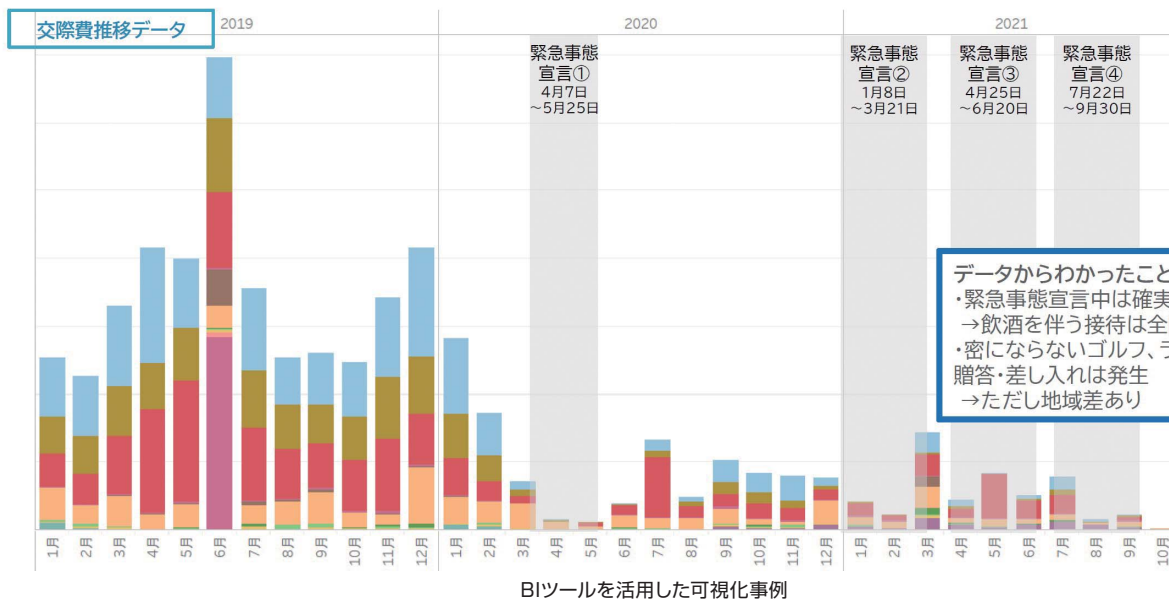
教育資料(e-ラーニング)、社員に定着させるための具体的なイメージと操作手順、注意すべき点を明記し社員の理解と正しい処理方法を提示した

- ②領収書の差替発生時に差替前後の領収書画像を残すことでバージョン管理のルールを徹底した
- ③画像取り込みは、職場のスキャナもしくは会社貸与のスマートフォン(モバイルアプリ)に限定した

電子帳簿保存法に対応するために、外部BPOによる原本チェックと社員教育を徹底

こうして、不正リスクや申請・決裁ワークフローの効率化といった主目的は解決できた一方、領収書のみ証憑保管という紛失リスクと提出する手間が残りました。そこに拍車をかけたのが「電子帳簿保存法」による電子保存の流れでした。

領収書の保存の対象も、開始当初は「コーポレートカード精算のみ」とし、精算者のスキルが向上した2021年1月から「現金精算」分も電子保存を開始しました。ここでの課題は、電子保存＝「紙と同等の内容判断を行える画像であるか」を満たすため領収書画像撮影の厳密化を精算者(撮影者)に指示する必要がある、これを業務プロセス上でどう担保するかで、以下の2つの対応を行いました。



①経費精算システムと外部BPO(目検)
 + 独自運用ルールにより、業務品質を担保した

②社員の理解と正しい処理=品質維持のための教育体制(Q&A集、eラーニング、動画教育の整備)

これにより、管理部門の集中処理ではなく、現場主体の分散処理でガバナンスの担保と経費精算における業務効率の全体最適化を実現することができたのです。

ゴールは、BIツールの活用により、経費視点で“経営の今を知り、未来を予測すること”

以下に簡単な可視化事例を紹介させていただきますが、約3年間における交際費データの状況です。これらから経費執行の実態が時間軸と経費の内容から見えてきます。今後は、経費管理視点でのBIツールの活用を更に拡げていく予定ですが、データをビジュアル化するだけではなく、

さまざまなデータを活用して現状把握、分析し、次の行動につなげること、意思決定を支援することをゴールと考えています。

エプソン販売株式会社

・東京都新宿区新宿4-1-6
 JR新宿ミライナタワー 29F
 ・事業内容: 情報関連機器販売
 ・設立: 1983年5月20日
 ・資本金: 40億円
<https://www.epson.jp/>

学園報のWeb公開化による 発行業務の効率化と個人情報 の二次利用防止

学校法人大東文化学園
総務部
総務課主査

お ざ さ た ろ う
小 笹 太 郎



学校法人大東文化学園の概要

学校法人大東文化学園は、「東西文化の融合をはかり、新たな文化の創造をめざす」という建学の精神のもと、3つの学校（大東文化大学、大東文化大学第一高等学校、大東文化大学附属青桐幼稚園）を設置しています。

大東文化大学の学生数は2021年5月1日現在で11,367名、同じく第一高等学校は生徒数995名、青桐幼稚園は園児数281名、また教職員数等については、役員72名、専任教職員等729名、非常勤教職員等782名という規模構成になっています。

学園の中核となる大東文化大学は、漢学の教育研究からスタートし、現在は8学部20学科を擁する総合大学として多様な教育を展開しています。東京都板橋区と埼玉県東松山市にキャンパスがあり、国際関係学部とスポーツ・健康科学部は4年間東松山キャンパスで、それ以外の6学部は1・2年生が東松山キャンパス、3・4年

生が板橋キャンパスで学んでいます。また、第一高等学校、青桐幼稚園は板橋キャンパス近くに校舎・園舎があります。

駅伝やラグビーなど大学スポーツの活躍で認知されている方が多いと思いますが、本学園は書道の大東として、古くから多くの書家や研究者を輩出しており、「令和」を揮毫した茂住修身氏も大東文化大学の卒業生でした。大学以外の設置校においても第一高等学校の書道部の活躍や青桐幼稚園の書道教育等、本学園の特色となっています。

法人事務業務の働き方改革

表題である本学園の「学園報のWeb公開化」の背景として、総務課と学園総合情報センターを中心に2017年頃から取り組んでいる「法人事務業務の働き方改革」があります。最初に取り組んだのが総務課における「法人会議資料のペーパーレス化」です。理事会等における大量の紙資料は

学校現場における紙主義の象徴的なもので、本学園のペーパーレス化推進にあたっては第一に取り組むべき案件でした。大量の紙資料を穴あけし、黒紐で綴じ、インデックスを貼る作業を毎月課員総出で行っていて、頻繁に発生する資料の差し替えも大変な手間がかかっていました。また、会議の性質上機密情報を内容に含んでいるため、資料の回収等の確認事務も発生しており、電子化にあたっては機密性の確保と閲覧性の確保を両立する必要がありました。

解決策として選択したのが富士ソフト社のペーパーレス会議システム、moreNOTEの導入です。事務局側で資料公開の詳細なコントロールが可能であり、会議時に12.9インチのiPad Proで表示することにより、A4の紙とほぼ同じサイズでの閲覧を可能としました。資料は電子媒体でとりまとめるため差し替えも容易になり、従前行っていた印刷・穴あけ、インデックス貼り等一連の作業がなくなることで大きな業

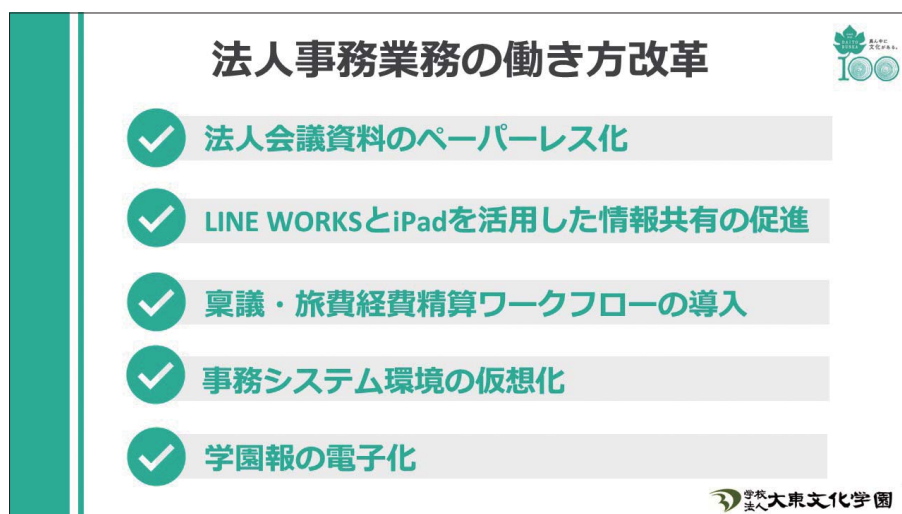


図1 「法人事務業務の働き方改革」について

務効率化につながりました。別の問題として、資料の事前送付の必要があり、この点も同時に効率化出来ないか検討課題となっていました。iPadセルラーモデルを役員に配布し、事務局がアップロードした資料を事前に閲覧できる環境を整えることにより、会議資料の事前送付を廃止することができました。開催通知や出欠確認等についても配布したiPadを活用し、ペーパーレスで運用をしています。

本学園における働き方改革においては、主として事務職員間における「情報共有の促進」も大きなテーマでした。機動性の高い情報端末や事務室外での情報共有、メール以外の情報共有ツールの必要性が昨今高まっていました。

解決策として、国内で大きなシェアを持つLINEのビジネス版であるチャットツールLINE WORKSを導入し、利用端末としてiPadのセルラーモデルを職員に配布しました。また、Web会議サービスZoomやペーパーレス会議システムmoreNOTEのライセンスを付与し、iPadのアプリで利用することにより情報共有の促進を図りました。

事務業務の効率化としてはSaaS型

「ワークフローの導入」を実施しました。稟議や旅費経費精算は件数が多く、回付に時間がかかるため、電子化による効率化が期待できる業務でした。また、電子化することにより検索性・参照性も向上しましたし、SaaS型のシステムであったことからコロナ禍におけるBCP対策として法人の意思決定ライン維持にも大きく貢献しました。本学園の業務をワークフローに落とし込む作業は想定以上に手間がかかったものの、現在ではクラウド環境で稟議・経費精算以外に勤怠や文書管理等を含めたワークフローシステムを運用しています。帳票出力は紙で回付していた際と同様の様式で表示できるようにし、閲覧性に配慮するとともに、案件へのアクセスについて、フロー外の関係職員も閲覧可能とする紐づけプログラムを追加開発いたしました。

事務システム環境については、新型コロナウイルス感染症の影響による在宅勤務への対応として、学園総合情報センターを中心に、急場しのぎのさまざまな取り組みを行いました。また、近年クラウドサービスを利用した業務が拡大し、インターネット環境から隔離された事務系ネットワー

に接続されたパソコンでは業務の効率上支障があるケースも増えてきています。さらに、今後さまざまな働き方への対応が求められる可能性が高まってきており、これらの課題の抜本的な解決策となる「事務システム環境の仮想化」に向け、現在テストを実施している段階です。あわせて、今年度中にLTE対応パソコンの配布を予定しており、学内はもちろん、学外からも安全に事務系ネットワークへアクセスできる環境整備を進めています。事務室では24インチの外付モニターへ接続し、細かいエクセルファイルの編集等も効率的に行えるようにし、会議での記録や、在宅勤務などには持ち出して利用する運用を検討しています。また、学内無線LAN環境の整備も実施しています。

これら「法人事務業務の働き方改革」の一環として、総務課と学園総合情報センターで取り組んだのが学園報のWeb公開化です。内容に人事情報等を含んでおり、個人情報の二次利用防止が必須となる、電子化が困難な業務のひとつでした。一方で印刷業者への入稿スケジュールがタイトなため毎月残業での編集作業が発生しており、配布・郵送作業の手間もあるなど総務課においては担当者の負担が大きく、業務効率化の観点からなんとか電子化を実現するべく、さまざまな検討を重ねてきました。

本学園のシステム概要と具体的な取組内容

本学園のシステムは多くの企業・教育機関と同様に、オンプレミスからクラウドサービスへの移行が進んでおり、並行して、既にご紹介した「法人事務業務の働き方改革」などの取組の中で、新たに立ち上が

本学園のクラウド移行状況

ここ数年で、多くのシステムがオンプレミスからクラウドにシフト。並行して、業務改革による新サービス導入も活発に

→「認証・アクセス制御」「情報漏えい対策」が課題に

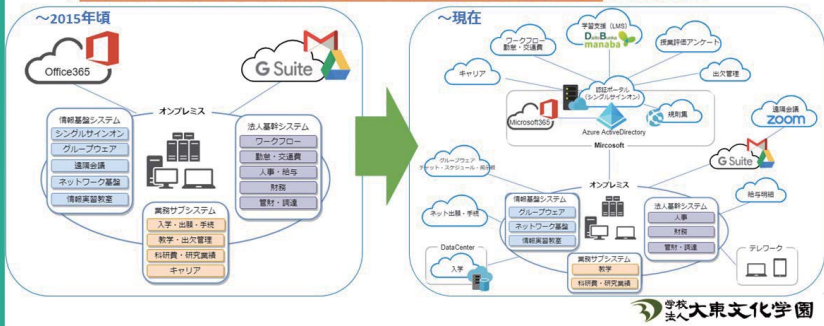


図2 「本学園のクラウド移行状況」について

るサービスもあります。クラウドサービス導入初期は、アカデミックライセンスの提供があったMicrosoftのOffice365や、GoogleのG Suiteのみ利用している状況でしたが、現在では非常に多くのサービスがクラウドで運用されている状況です。クラウド化はコスト面・運用面でのメリットが大きいのですが、無秩序に導入すると認証情報（ID・パスワード）がどんどん増えてしまいます。結果として、ID管理の運用コストの上昇、パスワードが増えることによるユーザ利便性の低下、アカウントの情報漏えいリスクの上昇等、全体としてサービスの質やセキュリティが低下してしまう危険性があります。このため、可能な限り各クラウドサービスのIDを一元管理する必要があります。

本学園では、これら「認証・アクセス制御」や「情報漏えい対策」といった課題に対して、MicrosoftのAzure Active Directory（以下、Azure AD）を認証基盤として各クラウドサービスの認証情報を集約する方針をとっています。

Azure ADの運用上のメリットは次の通りです。

1点目は、ID連携・シングルサインオンです。Azure AD Connectという機能で、学内のオンプレミス環境で運用しているActive DirectoryとのID・パスワード同期ができます。これにより、オンプレミス側のシステムと、クラウド側のシステムで、同一のID、パスワード運用が実現します。また、対応するクラウドサービス間はシングルサインオンが可能になります。2点目は条件付きアクセスポリシーです。この機能を使うと、特定のクラウドサービスを海外

からは利用禁止するなど、アクセス制御を柔軟にコントロールすることが可能です。これらのことから、本学園では新しいクラウドサービスを導入する際、まずAzure ADとの親和性を重要視しています。

上記システム構成及びサービス導入方針を前提に、今回の事例である学園報電子化にあたり、「認証・アクセス制御」「情報漏えい対策」をどのように両立するかの検討を行いました。まず「認証・アクセス制御」については、Azure ADと連携可能なサービスの選定により対応することとしました。「情報漏えい対策」については、学園報に含まれる人事、個人情報の保護のため、新たにダウンロード禁止、コピー禁止などの閲覧制限をかける必要がありました。

このような中で、候補に挙がったのがハイパーギア社のPsafeVIEWです。PsafeVIEWはAzure Web Appsというサービスでの動作をサポートしていました。本学園では、すでにAzure Web Appsを使用したシステムを運用中でしたので、PsafeVIEWを追加で組み込むことが可能である点がメリットでした。さらに、求め

学園報限定公開の仕組み

PsafeVIEW用のWebサービスを構築、学内利用者（教員、職員）外部利用者（学外理事など）向けに認証方式を分離

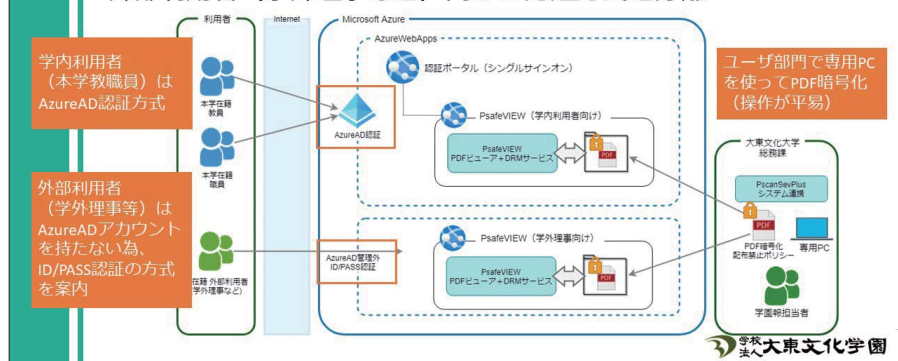


図3 「学園報限定公開の仕組み」について



ていた閲覧制限等情報漏えい対策のセキュリティ要件を実現できる製品であることが確認できました。

図3はPsafeVIEWをAzure Web Appsに組み込んだシステム構成図です。

学園報は、本学園在籍の教職員からなる学内利用者と、学外理事などの外部利用者向けに公開しています。学内利用者はAzure AD認証、外部利用者はID・パスワード認証の2通りの環境を構築しています。学園報のPDFデータは、PsafeVIEWでの閲覧制限がかかるよう、事前に学園報の編集担当者が専用PCで暗号化を行い、暗号化されたデータをサイトに公開する運用になっています。

本取組を振り返って

良かった点は、PsafeVIEWがAzure Web Appsでの動作サポートしていたおかげで、WEBサーバ構築、ID登録、シングルサインオン設定といったインフラ構築工程をスキップし、スピード導入を実現できたことです。これはすなわち「構築コストが少なかった」ことを意味します。また、PDF暗号化ツールの操作が簡単のため、ユーザ部門で運用を完結できたことも学園総合情報センターの視点では大きなメリットです。加えて今年度当初の導入から今日までトラブルがゼロであることも評価できるポイントだと思います。

導入時に困ったこととして、パブリッククラウドサービスではありがちなのですが、不定期なタイミングでシステムの設定画面や機能がアップデートされてしまうことが挙げられます。システム構築の際、PsafeVIEWの製品マニュアルがAzureの最新バージョンに合っておらず、うまく設定できない場面もありました。本取組につい



導入当時の担当者 左より下野、関屋、鎌田、小笹

ては幸いハイパーギア社の適切なサポートを得られ、無事運用が可能なレベルでシステムを構築することができました。

学園報発行業務の課題としては、情報セキュリティの確保、配布・郵送作業の事務負担、編集スケジュールの確保がありました。本取組の結果としてAzure ADとの連携によるシングルサインオンで情報を届けたい教職員が容易に学園報を閲覧できるようになり、なおかつPsafeVIEWによる機能制限で個人情報等のセキュリティも両立しました。従来の紙媒体でも不用意なボイ捨て等の危険はあったため、むしろ情報管理が行き届くようになったと言えます。また、印刷や郵送の経費はもちろん、配布や封入の業務がなくなり、事務負担は大幅に減りました。これに加え、業者による印刷作業期間が不要になったことにより、編集スケジュールが確保され残業時間も削減されました。当初は電子化が難しい業務と認識していましたが、比較的短期間で理想的な環境構築が実現し、本学園の取り組みとしては好事例のひとつとして挙げられる実績になったと考えております。

まとめ

私立学校法人は少子高齢化の進展やアフターコロナなど先が見通せない社会状況の中、かつてないほどの難しい運営を求められています。教育機関も一般企業同様に生産性の向上は必須であり、ニーズに沿った、より質の高い教育を実現するための経営改革が必要です。近年、教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の必要性が叫ばれておりますが、学校現場は多くの情報が膨大な紙媒体で保管されており、デジタル技術の活用にはまずあらゆる文書・資料のペーパーレス化が急務です。一方、我々が業務で取り扱っている文書・資料には機微情報が含まれているものも多く、ペーパーレス化にあたってはセキュリティの確保が欠かせません。今回の取り組みは法人の業務全体から見るとそれほど大きなものではありませんが、今後のペーパーレス化推進の鍵になる事例となりました。

本学園は設置する大東文化大学とともに、2023年に創立100周年を迎えます。さまざまな文化に根ざす多様な価値観が交差する教育機関として、さらに次の100年を目指してまいります。

日本初のNFTを活用した電子印鑑を共同開発 シャチハタが追求し続ける「しるしの価値」とは?! ＝唯一無二を証明するデジタル技術NFTと 日本の文化・商習慣との融合を図る＝

株式会社メディア・パラダイム研究所

ITジャーナリスト おく だいり ひとし
奥平 等

印鑑内部にインキが内蔵されたインキ浸透印といえ、シャチハタのネーム印」。1965年にシャチハタ株式会社（当時：シャチハタ工業株式会社）がインキ浸透印を開発し、その名を社名とともに全国に広く知らしめられ、現在も依然として確固たるポジションを維持している。「Xスタンプ」と名付けられたこのインキ浸透印は、構想から10余年、試行錯誤の末にインキをしみ込ませる多孔質ゴムを完成させた。1970（昭和45）年に開催された大阪万博では、多くの企業バビリオンの記念スタンプに「Xスタンプ」が採用され、大活躍したというエピソードも残っている。

「Xスタンプ」の成功に象徴されるように、シャチハタは常に「新たな変革」にチャレンジしてきた会社である。古くは1925（大正14）年に名古屋市でスタンプ台メーカーとして創業された前身の舟橋商會が、使うたびにインキを補充せずに捺印できる「万年スタンプ台」を販売。近年ではWindows95が発売されインターネット時代が始動する1995（平成7）年に、ネットワーク社会への対応を踏まえてPC上で書類への捺印が可能な電子印鑑ソフトウェア「パソコン決裁」を開発・発売した。さらに「パソコン決裁」を進化させつつ、2017（平成29）年には紙によるワークフローを既存の運用のままデジタル化できる電子決裁サービス「パソコン決裁 Cloud（クラウド）現：Shachihata Cloud」をスタートさせるなど、アナログ・デジタルを問わず、「しるしの価値」を追求し続けている。

2025年に創立100周年を迎えるシャチハタ……。今回紹介する日本初のNFT（Non-Fungible Token：非代替性トークン）を活用した電子印鑑へのチャレンジにも、次の世紀に向けての準備と戦略を踏まえた「時代の変化に対応した新しい商品・サービスを提供していく」という、シャチハタならではのスタンスが貫かれている。DXをキーワードとするデジタル変革が著しい時代にあって、シャチハタが共同開発するNFT電子印鑑が意味することとは?! 技術的なバックボーンとビジネス視点を含めて、その方向性を探っていく。

パーパス経営の一環として、最新技術NFTに着目

2021年8月、シャチハタ株式会社（以下：シャチハタ）は、早稲田リーガルコモンズ法律事務所（代表弁護士：河崎 健一郎 本社：東京都千代田区）、株式会社ケンタウロスワークス（代表取締役：三枝 充 本社：東京都千代田区）とブロックチェーンを利用した電子印鑑システム「NFT印鑑」を共同開発することを発表した。

NFT（Non-Fungible Token：非代替性トークン）とは、暗号技術によって取引履歴を過去から1本の鎖のようにつなげ、かつ正確な取引履歴を維持できるブロックチェーン上に記録することで、一意で代替不可能なデータ単位とする技術。いうなれば、「偽造不可な鑑定書・所有証明書付きのデジタルデータ」を意味する。

共同開発では、長年に亘ってシャチハタが培ってきた電子印鑑に関わる技術・ノウハウと、ケンタウロスワークスが有するブ

ロックチェーン技術を融合して、NFT化した印影データを活用する仕組みを構築。同法律事務所が法的知見から検証していくことで、実用化へ向けての課題をクリアし、さまざまな電子契約システム間で利用できるサービスを創出していくことを目指している。

印鑑保有者の情報と印影情報を結び付け、固有性を有する電子印鑑である「NFT印鑑」は、押印された印影から押印者を証明するだけでなく、ブロックチェーンの特徴である改ざん耐性を基盤とすることで、印影の偽造リスク、電子署名における「なりすまし」などといった従来の電子印鑑が抱えていた課題を解決。DXの加速・進展に伴うさまざまな課題やフローを、日本特有の「印鑑」文化と融合させながら構築していくことを可能とする。当然ながら、既存の電子署名サービスなどとの連携も視野に入れている。

この「NFT印鑑」の開発に当たっての経緯とビジョンについて、同社ダイレクトビジネス本部 デジタルソリューション担当の大内



ダイレクトビジネス本部
デジタルソリューション担当
大内 卓氏

卓氏は、次のように意気込みを語る。

「当社のパーパスは、“社会が望む便利・楽しさ・安心・安全を世界へ”。NFT印鑑の開発も、その使命を果たすべく挑戦の1つです。というのも、当社では企業目標の実現に向けて、“しるしの価値”の幅を広げ、新たな市場を創出していくことを中期ビジョンに掲げています。それは、アナログ、デジタルを問わず、ユーザーのライフスタイル、嗜好・感性の多様化、社会環境の変化に応じた“しるしの価値”の最適化に他なりません」(大内氏)

大内氏は、今回の「NFT印鑑」の対極をなす商材として、「しるしを消すこと」に着目した「おててポン」を紹介する(図1)。新型コロナウイルス禍にあって重要性が再認識される手洗いを、子どもの視点から開発した「手洗い練習スタンプ」だ。手のひらにスタンプされた印影を、石鹸を使って消すことで、子どもたちが楽しく、そして確実に手洗いすることを支援する。



図1 「しるしの価値」を追求する中で生まれた手洗い練習スタンプ「おててポン」

印鑑が果たしてきた役割をデジタルで

ここで、シャチハタのバックボーンであり、コアコンピタンスである印鑑について、改めて考えてみたいと思う。いうまでもなく、我が国にあっては、個人・法人を問わず、印鑑が極めて重要な役割を果たしてきた。個人においては出生届から転出・転入、死亡届に至るまで、まさに「揺りかご」から「墓場」まで、さまざまな場面で捺印・押印が求められてきた。また、企業にあっては、契約・請求・精算・公的書類の申請・銀行との取引などにおいて、日本の独特な商習慣や制度に対応し、多彩な場面でビジネスを支えてきた。

印鑑のメリットは、捺印・押印を通じて、簡便に「確認」のしるしを残せることにある。加えて、印鑑証明などの届け出と整合させることにより、「唯一性」を担保できる点でも、極めて重要な役割を担ってきた。

しかしながら、デジタル化の進化に伴い、その風潮が大きく変化しようとしている。2020年9月、内閣府は行政手続きで求める押印の原則廃止を全府省に要請し、印鑑登録が必要な手続きや銀行の届け出印などは残るものの、99%廃止への方向性を打ち出した。これを受けて、自治体においても急速に見直しが進んでいる。いわゆる「電子政府・電子行政」への本格的な舵取りである。

一方、ビジネスの世界でも「紙に捺印する」という行為を電子化する「脱ハンコ」の動きは顕著である。国税の「e-Tax」や地方税の「eLTax」を利用した決算申告・処理はもとより、業務のデジタル化に伴うさまざまな領域で、印鑑の捺印・押印に依存しないペーパーレスなワークフローが確立されつつある。新型コロナウイルス禍によってリモートワークが急速に進み、競争力強化に向けてDXが必要性から必然性へと向かっていることも相まって、この流れはさらに拍車が掛かっていくに違いない。

その根底を支えているアイテムの1つが、シャチハタが30年余りに亘って技術の蓄積・進歩に取り組んできた「電子印鑑」である。PC上で決裁フローを完結することを可能とする「電子印鑑」は、コスト軽減・業務効率化(スピード化)という観点から多くのメリットが期待されたものの、なりすまし・不正使用といったセキュリティ面での不安、導入の際のインシャルコストの負担、取引先の同意および整合性の担保といった課題をも内包していた。そこでシャチハタでは、単に印影を画像データ化するのみならず、いつ誰が押印したかの記録を残すなど、印影に識別情報を付与できるように進化させていった。

同じ潮流の中で、「電子署名」という仕組みも普及・確立して

いった。「電子署名」は言葉の通り、電子文書に対して付与される署名を指し、本人性の担保とデータの改ざんを防止する機能を有する仕組みを指す。具体的には、秘密鍵と公開鍵を利用してやり取りを行い、印鑑証明と同様に認証局を通じた電子証明書の発行を伴うため、実印に相当した法的効力を持つ。2001（平成13）年4月に電子署名及び認証業務に関する法律、いわゆる「電子署名法」が施行され、電子署名が手書きの署名や押印と同等に通用する法的基盤が整備され、認証業務のうち一定の基準を満たすものは、国の認定を受けることができる制度が導入されている。

「電子印鑑」の先駆者でもあるシヤチハタもまた、その流れを受けたサービスを提供している。電子印鑑と電子署名の利点を追求・融合した電子印鑑サービス「Shachihata Cloud」である。同サービスには、2つのコースが用意されている。社内における稟議書や申請書などの回覧を想定した「Standard」と、取引先など社外での電子決裁も可能な「Business」である。特に後者では二要素認証（QRコード／メール認証）、IPアドレス制限、電子署名（本人証明書の登録可）、タイムスタンプ、添付ファイル機能（最大5文書）、社内回覧専用設定（文書／ルート）など、徹底したセキュリティ強化と本人性の担保が図られている他、スマホアプリ連携などの最新機能も提供されている。

そこで気になるのが、「Shachihata Cloud」と「NFT印鑑」の関係性である。両者の技術開発を牽引してきたダイレクトビジネス本部 システム開発部 部長 酒巻 博治氏は、次のように説明する。

「現在のShachihata Cloudに辿り着くまで、我々は25年余りを研究・開発に費やしてきました。その技術・ノウハウの蓄積を、何か新しい領域で活かすことはできないだろうか？ その自らへの問いを踏まえて辿り着いたのが、今回のNFT印鑑です。DXにおいては“A×B”というクロスした思考と

発想が大切だといいますが、その意味でNFT印鑑は3社による“A×B×C”の発想であると同時に、“シヤチハタのノウハウ×NFT”でもあるわけです。そのような化学反応を求めて開発を進め、ようやく実証実験に辿り着きました。現在のところはシーズ（種）にすぎないかもしれませんが、それを社会のニーズと結び付けることで、新たなイノベーションに昇華させていけると確信しています。その際には、Shachihata Cloudをプラットフォームとしたサービスも十分に考えられると思います」（酒巻氏）

見読性と信頼性を実現する「NFT印鑑」

スタンプ台メーカーとしてスタートを切り、その後、インキ浸透印の大ヒットで印鑑の世界で革命を起こし、さらにデジタル・アナログを包含した「しるしの価値」を創造する企業へと歩みを進めてきたシヤチハタ。では何故、同社は次なる進化の延長線上に「NFT印鑑」を位置付けたのであろうか。ここでは、NFTという技術の特性を踏まえて、「NFT印鑑」が実現する課題解決の仕組みを探っていく。

前述したとおり、NFTはそのデータが唯一無二であることの証明、すなわち「非代替性」を具現化する技術である。そのバックボーンに存在するのがブロックチェーンだ。分散型台帳とも呼ばれるブロックチェーンは、データを1カ所のサーバで特定の誰かがデータを一元的に管理するのではなく、分散されたデータを常に世界中で検証することによって、これまでない「正当性」を担保する。つまり、1か所に依存しないことで、データの信頼性を高め、「非代替性」を実現しているわけだ。その特徴は、下記の4点に大別される。

- ・改ざんが非常に困難
- ・システムダウンが起きない
- ・取引の記録を消すことができない
- ・自律分散システム

ブロックチェーンの分散処理とその信頼性の高さに着目して脚光を浴びたのが、Bitcoinなどに代表される暗号資産（仮想通貨）。これらは、他の暗号資産や現金と交換できるため、これらはFT（Fungible Token：代替可能トークン）と呼ばれている。

これに対して、FTが有する代替性を排除して、あくまでも「唯一無二」を追求したのがNFTといえる。概念としては比較的早くから存在しており、規格も策定されていたものの、実際のところ、どのようなサービスに適應できるのかという点でのア



ダイレクトビジネス本部
システム開発部 部長
酒巻 博治氏

イデアに乏しく、潜在的な領域にとどまっていた。

それを一変させたのが、NFTアートと呼ばれる市場である。2021年には、それを象徴するニュースが飛び交った。米国・Twitter社の創業者で最高経営責任者（CEO）のジャック・ドーシー氏が2006年3月21日に投稿した「初ツイート」が競売に掛けられ、約291万ドル（約3億1千万円）で落札されたという報道。また、フリーランスで活躍するアーティスト「Beeple」のデジタル作品が、オークションにより約6935万ドル（約75億円）で落札されたとのニュースも世間を騒然とさせた。その真正性を公明正大に証明し、担保したのが、実はNFTに他ならない。これらを契機に、NFTアートと呼ばれる市場が形成され、コンテンツビジネスなどを包含しながら、いまや巨大市場化の様相を呈している。

投機ビジネスやコンテンツビジネスとしての発展が顕在化してきたNFTだが、公明正大を基軸とした「トラスト性」は当然ながら、あらゆるビジネスにおける取引・承認・決済などにおいても求められる。その分野に真っ向から取り組んだのが、シヤチハタを含む3社が手掛ける「NFT印鑑」といえる。それは、印鑑こそが、従来の商習慣において、トラスト（確からしさ）を担保してきたという歴史に立ち返ることでもあった。このデジタルとアナログの融合のポイントとして、ダイレクトビジネス本部 システム法人営業部 部長 小倉 隆幸氏は、「見読性」と「信頼性」をあげる。

「見読性とは、電子化された文書などの内容を、権限保有者からの要求や必要に応じて肉眼で見読可能な状態にできることです。また、信頼性は真正性とも言い換えることができますが、正当な人が記録し、確認された情報が第三者から見ても作成の責任の所在が明確で、かつ故意または過失による、虚偽入力・書き換え・消去・混同が防止されていることを意味します。これまでの紙文書による商習慣において、この2点を担保する役割を果たしてきたのが印鑑といえます。しかしながら、電子文書において、この両方を同時に実現することは決して簡単ではありません。むしろ、二律背反するケースも生じています。そこで、その課題を解決するとともに、かつ利用者の利便性や運用性を維持・向上させたいと考え、当社はNFT印鑑を基軸とする新たな仕組みの開発を目指したのです」（小倉氏）

確かに見読性という観点において、通常の電子署名では誰が最終承認したかは判読できない。だが、そこに電子印鑑が押



ダイレクトビジネス本部
システム法人営業部 部長
小倉 隆幸氏



図2 署名済み文書における通常の電子署名とNFT印鑑との違い

印・捺印されていたらどうであろう。最終的に誰が意思決定したかが一目瞭然だ（図2）。

一方、電子印鑑だけでは、本人確認や偽造を含めて、信頼性・真正性は十分とはいえない。そこには、ASP事業者が提供するサービスの利用を含めて、信頼性・真正性を担保する仕組みを付加することが必要となる。しかしながら、公開鍵暗号方式を採用するには、利用者自身の知識と理解が必要となり、その運用に伴い、業務プロセスの変更を余儀なくされるケースもある。そこで、これらの課題を一挙に解決する仕組みとして、シヤチハタは「NFT印鑑」に可能性を見出したといえる。

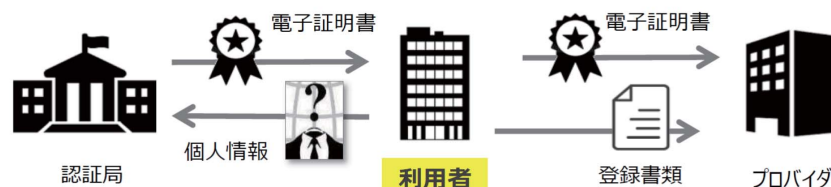
「大切なのは、最終的な書類に記された署名のみならず、そのプロセスを含めた透明性と信頼性です。その意味で、あらゆる印鑑に“本人の意思”と“書類の完全性”を付与し、視覚的に確認できるNFT印鑑は、まさに既存の商習慣の良さとデジタルならではの利便性の融合を図るツールになり得ると考えています」（前出：小倉氏）

「NFT印鑑」が解決するビジネス課題とは?!

それでは、「NFT印鑑」が実現するビジネス上の取引や契約

当事者型署名

- ・ 本人の電子証明書を使っており、本人認証に優れている
- ・ 一方、証明書取得の手間、管理コストが高く、広く普及させづらい



立会人型署名



NFT印鑑

- ・ 立会人型署名に個人情報を持つNFT印鑑を追加
- ・ 取得の手間、管理コストが低く、広く普及させやすい

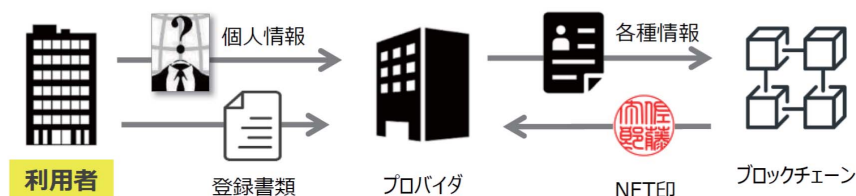


図3 「当事者型署名」とNFT印鑑を使った「立会人型署名」によるフローの違い

に関する可能性を探っていこう。いまや一般的になりつつある電子契約だが、そこでの署名方法は「当事者署名型」と「立会人型（事業者署名型）」に大別される。基本的に前者は契約当事者間、後者は第三者となる電子契約サービス事業者が電子署名の付与を行う。

「当事者署名型」を利用する際には、本人性を担保するために認証局と呼ばれる公的機関による「電子証明書」の発行が必要となる。それだけに、なりすましリスクが低減され、信頼性・真正性も満たされるため、法的効力は高い。しかしながら、電子証明書を双方で所有する必要があり、時間・コスト・労力を要し、有効期限に伴う更新などの煩雑さも生じる。さらに締結に当たってはシステムの互換性も重要だ。

一方、「立会人型（事業者署名型）」のメリットは、多くの場合、メールアドレスなどを使って本人確認をするため、手間と費用が掛からない点にある。ただし、依然としてなりすましのリスクは解消されない。

では、「NFT印鑑」を使えばどうなるのか?! それを示したのが、図3である。手間は簡素化され、管理コストも軽減される。つまり、電子契約などにおける企業間取引はもちろんのこと、必要な社員の印鑑をNFT化すれば、承認フローを必要とする社内業務においても、これまでのワークフローを変えること

なく、誰もが堅牢性のもとに容易に利用できる仕組みを構築することが可能になる。これは、我が国において99.7%と圧倒的な割合を占める中小企業にとっての追い風になる可能性をも秘めている。というのも、中小企業の多くは、コストや人的リソースを障壁にデジタル化に二の足を踏んでいる。「NFT印鑑」の仕組みによって、その課題解決を社内・社外の両側面から支援することにつながるからだ。

「現在はまだ実証実験の段階ですが、当社のNFT印鑑ではJCBI（一般社団法人ジャパン・コンテンツ・ブロックチェーン・イニシアティブ）のブロックチェーンを利用しており、その加盟企業を中心に、すでにオファーが届いています。今後はNFT印鑑の特徴である印影とKYC（Know Your Customer：本人実在性確認）情報を結び付けた業務改善・改革を、より多くの企業と積極的なコラボレーションを行い、PoCを通じてNFT印鑑のアプリケーション（応用例）を増やしていく意向です」（前出：酒巻氏）

同時に「NFT印鑑」は、文書情報管理の在り方をも、大きく進化させていくポテンシャルを秘めている。従来、不可能であったデジタルデータの固有化が可能になるからだ。

「検討段階ではありますが、例えば社内秘・部外秘などの資料にNFT印鑑で受領印を付与することで、資料が流出した際の流出元を特定できるような応用方法があるかもしれません。また、社内文書の著作管理に適用することで、検索などを通じて、社内のナレッジ（知見）に容易に辿り着くことができる仕組みなども考えられます。ユーザーの声に耳を傾けながら、現実味を持ちつつ一歩先に行く便利・楽しさ・安心・安全を追求していきたいと考えています」（前出：大内氏）

国策との整合性をも模索する「NFT印鑑」

現在、データのトラスト（確からしさ）については、国主導でもさまざまなプロジェクトが始動している。具体的には、内閣官房デジタル市場競争本部が2020年10月に立ち上げた「Trusted Web推進評議会（座長：慶應義塾大学 村井純教授）」などがある。Trusted Webとは、デジタル市場競争会議より2020年6月に発表された「デジタル市場競争に係る中期展望レポート」に記されている、インターネットの構造を踏まえた「目指すべき姿」で、同協議会が提言を受けてDFFT（Data Free Flow with Trust：信頼ある自由なデータ流通）の具現化を視野に、政策の策定支援やプロトタイプ開発を進めている。

また、2021年9月1日に発足したデジタル庁では、「データ化され、リアルタイムで把握可能な企業間の契約・決済の実装に向けた全体像（見取り図）」についての検討をスタート。その依頼を受けて、IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）のデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）が、契約・決済分野におけるアーキテクチャ設計を開始するとともに、契約・決済・ITの各領域の有識者などで構成された「契約・決済アーキテクチャ検討会」を発足させた。同検討会では、「データ化され、リアルタイムで把握可能な電子商取引契約及び電子決済が取引金額の大半を占める」社会を目指し、次世代取引基盤に関するアーキテクチャの整備を進めている。また、DADCでは次世代取引基盤のキーとなる「決済」分野について、データを利活用した次世代取引基盤による新たなビジネス創出についての構想も描いているという。

なお、シヤチハタはデジタル庁が管轄する「トラストを確保し

たDX推進サブワーキンググループ」に参画。2021年12月13日に開催された「第2回ワーキンググループ」において、「NFT印鑑」の発表を行っている。

不可逆なデジタル化と社会・企業のニーズ、そして国が推進するデジタル施策などと相まって、「NFT印鑑」による「しるしの価値」はB to Bの領域を超えて、B to B to Cへと広がっていきそうだ。それだけに、文書情報管理ベンダーにとっても、「NFT印鑑」ならびにNFTは、目を離すことができない技術・サービスとなるに違いない。



参考：NFT印鑑によって押印された印影をクリックした際に表示される画面のイメージ

シヤチハタ株式会社 Profile

本 社：愛知県名古屋市中区天塚町四丁目69番地
代表取締役社長：舟橋正剛
設 立：1941年9月24日
資 本 金：1億円
従業員数：1,127名（連結 2021年6月末時点）
年 商：189億円（連結 2021年6月期）
事業内容：印章・スタンプ・文房具等を製造業

奥平 等（おくだいら ひとし）

1958年東京都生まれ。株式会社メディア・パラダイム研究所代表取締役。「DP（情報処理）からIT（情報技術）へのパラダイムシフト」と言われた時代から、業界ならびに技術の進化に関する取材を開始。基幹システム、ITインフラ、ネットワーク、BI、教育情報化などをテーマに執筆活動を展開。また、取材活動を通じて蓄積したユーザー目線のスタンスで、IT企業におけるB to Bマーケティングのプランニングに携わっている。



台湾「ジョイン」がもたらす世界

(株)第一生命経済研究所 主席研究員

かしわむら たすく
柏村 祐

台湾における行政サービスのデジタル化

台湾において行政サービスのデジタル化が進んでいる。例えば台湾ではデジタル化を象徴する取り組みとして「マスクマップ」や「我的E政府」といった行政サービスが存在する。「マスクマップ」は新型コロナウイルス感染防止対策としてIT大臣オードリー・タンのリーダーシップにより国民がマスクを公平に購入できる仕組みとして開発され、マスクの適切な供給に効果があったことが日本でも広く知られている。また、「我的E政府」とは日本語では「私の電子政府」を意味する。「私の電子政府」は、国民の行政サービスに対する要望を反映し、一人ひとりのライフス

テージに対応するオンラインサービスが約600提供されるプラットフォームである。

このように台湾当局は、デジタル技術を駆使してアプリやプラットフォームを創り上げ社会課題の解決に活用しているが、なぜ台湾では国民が真に必要なとしていることが把握され、それに対して迅速に当局が検討し、社会に展開することができるのだろうか。その要因の1つとして、国民からの意見や要望を把握し、それらに対して当局がどのような対応を行っているのかを公開する行政プラットフォームの存在を挙げることができる。本稿では、台湾の行政プラットフォーム「公共政策網路參與平臺」(以下「ジョイン」)について解説する(図1)。



図1 「ジョイン」のトップページ 資料：公共政策網路參與平臺HPより「<https://join.gov.tw/>」

台湾行政プラットフォーム「ジョイン」の登場

台湾の行政プラットフォーム「ジョイン」は2015年に公開された。導入された背景には、2014年に起きた若者を中心とした「ひまわり学生運動」がある。政府は、国民の提案をインターネット上で受け付ける仕組みを導入すれば、国民の不満が減るのではないかという仮説をもとに「ジョイン」を立ち上げた。立ち上げ当初、「ジョイン」は、アメリカ合衆国政府に対する請願を行うためのウェブサイト「WE the PEOPLE」のように、国民から行政に対する一方通行のオンライン嘆願書の仕組みとなっていた。この国民から行政に対する一方通行の仕組みを変革した人物が、2016年10月にIT大臣に就任したオードリー・タンである。オードリー・タン主導により「ジョイン」は、選挙権を持たない若者からシニア層まで幅広い年代の国民がアイデアの提案や議論ができるコミュニケーションの場として進化している。

「ジョイン」は、FacebookやGoogleのIDを持っていれば、世界中の誰でもログインできる。ログインし、台湾の国籍を持っているか、台湾の居住許可を持っていれば、投稿も可能となる。投稿はできないが投稿内容を閲覧することができる筆者は、実際にログインし、どのような仕組みになっているかを確認してみた。「ジョイン」では、自分自身のアイデアを提案し、60日以内に5,000人の賛同を得られた場合、その提案に対して行政の関連部門は、2カ月以内に書面により回答しなければならないルールがある。5,000人は、台湾人口約2,300万人の0.02%に相当する。

また、国民は、提案がいつ行われたのか、その提案に何人賛同者がいるのか、行政が提案に対してどのような回答をして

いるのかリアルタイムで把握できる。このように意思決定のプロセスの透明性が確保されていることが国民と行政の一体感、行政に対する信頼感につながっている(図2)。

可視化される提案、賛同、回答

実際、国民がアイデアを投稿できる分野は、政府改革、教育、スポーツ、健康、社会保障、環境資源保護、交通インフラなど多岐にわたる。2021年11月下旬時点で「ジョイン」上で60日以内に5,000人の賛同を得られた提案数は、273件となる。一方、5,000人の賛同を得られなかった提案は、13,426件となっている。

筆者は実際にどのような提案が投稿されているか確認してみた。環境資源保護分野における投稿の1つとして、ハンドルネーム「私は象を愛しています象は私を愛しています」は、2017年5月7日に使い捨て食器の使用を全面的に禁止する提案をしている。この投稿者は、プラスチックごみが海に大量に流れ込み、魚をはじめとした海洋生物がそのプラスチックごみを飲み込み、それを食べる人間にも悪影響があることは問題だと感じていた。この問題を解消するために、投稿者は、プラスチックスプーン、ビニール袋などの使い捨て製品の禁止を提案したのだ。

この提案は、5,000人以上の賛同が得られたため、担当の行政部門は提案に対して書面で回答しなければならない。回答部門である環境保護庁は、2017年7月7日に提案者とその兄弟を招待し、その提案に対する説明会を実施している。また、招待した際の会議議事内容を「ジョイン」で公開している。環境保護庁は、最終的に2017年8月28日、段階的に対象を絞った方法でプラスチック規制を実施していくことを表明した。アイデア

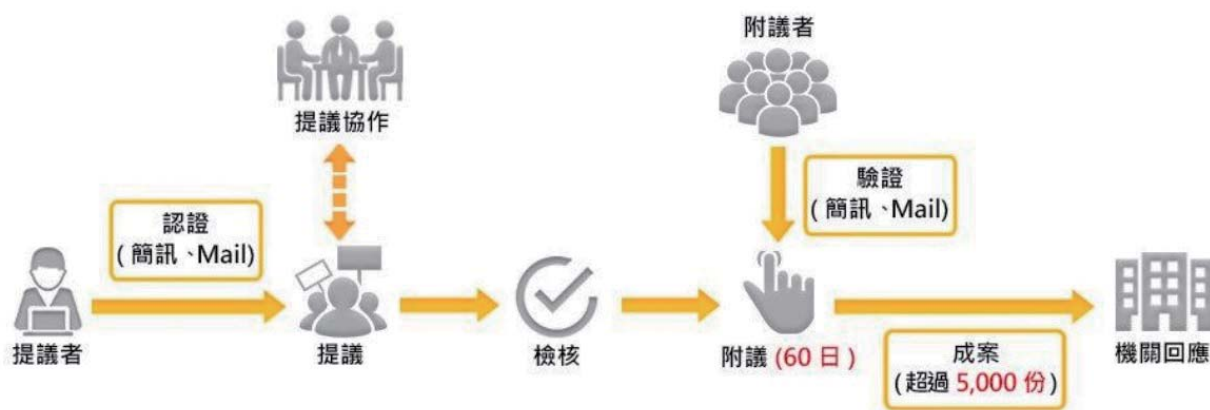


図2 ジョインの概要 資料：公共政策網路參與平臺HPより^{※1}

※1 <https://join.gov.tw/idea/index>

全國漸進式禁止使用免洗餐具

提議者 我愛大象大象愛我

已附議 5253 (時間已截止)

尚須0個附議

目前進度

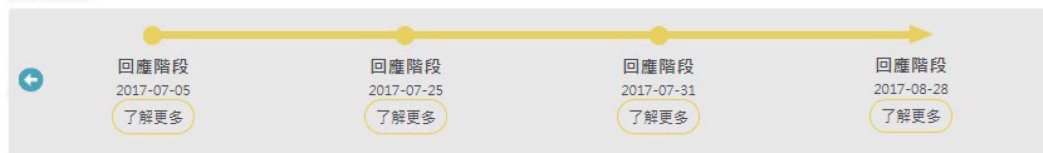


圖3 可視化される提案、賛同、回答プロセス 資料：公共政策網路參與平臺^{※2}

の提案、国民の賛同、行政の回答までの一連の流れは、「ジョイン」上に時系列に進捗状況がわかるように表示される(図3)。

また最近では、別の環境問題に関してハンドルネーム「グレーテル」が、「野良動物の餌付けを禁止」の提案を2021年5月2日に投稿している。餌付けをすることにより犬や猫などの野良動物が繁殖し、人に危害を加えること、在来種の生態系に悪影響を与えること、狂犬病の感染リスクが増すことを社会的なリスクと捉え、餌付けを禁止する内容となっている。この提案に賛同した人が5,000人を超えたため、行政院農業委員会は、2021年6月24日に「ジョイン」上で、「この提案に対して対応計画をできるだけ早く調整する」と回答している。

一方、この「野良動物の餌付けを禁止」に対して、ハンドルネーム「V匿名」は「野良動物の餌付けを禁止に反対」の提案を2021年6月7日に実施している。この提案にも賛同する人は5,000人を超える結果となった。「V匿名」の提案は、餌付けを

禁止するのではなく、犬や猫などの野良動物の避妊を推進し、動物と人間が平和に共存する社会を確立すべきとしている。行政院農業委員会は、2021年6月24日に、「この提案に対して対応計画をできるだけ早く調整する」と回答をしている。「野良動物の餌付けを禁止」「野良動物の餌付け禁止に反対」という正反対の提案に対して行政は2021年11月11日現在、給餌はすでに法律で完全に禁止されているとし、あわせて野良動物の管理と除去を強化することを「ジョイン」上で公表している。

また、「ジョイン」には、投稿されたアイデアに対して自由に自分自身の意見を書き込める討論区(以下フォーラム)と呼ばれる投稿欄が設けられている。国民は自由に意見をフォーラムに投稿でき、それに対して「いいねボタン」や「良くないねボタン」を

※2 <https://join.gov.tw/idea/detail/baa8dc6e-4dea-4c05-bdc4-a19c97edc62c>

賛成論点(252)

球 #3 6月前
造成環境髒亂及影響改變台灣本土野生動物生活習慣甚至危害其生命，狗群的聚集也越來越多用路人或居民受到影響，不管是車禍或是追咬受傷，餵養人拒絕承擔責任，也不知道該找誰索賠。
👍 465 👎 108 檢舉 查看更多

銓 #15 6月前
餵養流浪動物根本不算是愛護動物，只是讓流浪動物繼續在外面繁殖，造成惡性循環，如果你真的那麼有愛心，就把牠們帶回家養，不要造成環境的髒亂，自以為做了好事。根本只是為了滿足自己的虛榮心，且不負責任。
👍 395 👎 120 檢舉 查看更多

蔡東翊 #2 6月前
本來就不該餵食除了自家寵物以外的動物，支持
👍 353 👎 103 檢舉

其他想法(237)

方糖 #5 6月前
流浪動物問題需實施TNR才会有成效，如果沒有TNR流浪動物還是會持續存在。沒有餵養的流浪動物會更加有野性，像是美國的浣熊問題，他們為了食物非常可能會破壞物品、攻擊人類，這樣對人類社會存在風險更高。美國有些州也是禁
👍 87 👎 407 檢舉 查看更多

#8 6月前
此留言現在正在等待審核中

努力幫助流浪找家人士 #14 6月前
流浪動物本就是人造就出來的，既然不給牠餵養，那就在台灣各處設置牠們的專屬生活區，沒有哪個國家會禁止餵食的，一個國家文明程度，就看如何對待動物
👍 68 👎 340 檢舉

図4 ジョインにおけるフォーラムの画面 資料：公共政策網路參與平臺HPより^{※3}

押せる。国民は、どのような意見や感想が共感されるのか、共感されないのかの世論を確認できる。例えば、図4の赤枠の意見欄には、「野良動物は在来の野生動物の命を脅かす影響があり、また野犬の集団は住民にも悪影響を及ぼしており、これらの影響に対する補償は誰に求めればいいのか」と書かれており、この意見に対して465人が「いいねボタン」を押し、108人が「良くないねボタン」を押している。このようにフォーラム上で自由に投稿し議論を活性化できる仕組みが「ジョイン」に備わっている。

国民がアイデアを提案し、そのアイデアに賛同する人が5,000人以上になった場合、担当行政部門が2カ月以内に回答しなければならないという透明性は、国民の行政への信頼感につながっている。「ジョイン」は、誰が、いつまでに、何をするのかという物事を決めるためのプロセスを明確化、可視化しており、国民全員が参加できるオープンな場を提供しているといえる。

日本においては、2021年9月にデジタル庁が発足した。国民と行政のコミュニケーションを活性化させ、国民からの信頼感を得るための一つの方策として、既に実績のある台湾の行政プラットフォーム「ジョイン」から学ぶべき点は多くあるのではないだろうか。

※3 <https://join.gov.tw/idea/detail/b66186e7-b606-4757-ae9-3001613285fc>

日本における活用

以上のように、台湾の行政プラットフォーム「ジョイン」の特長は、国民と行政が一体感をもてる透明性に集約されるだろう。

柏村 祐（かしわむら たすく）

ライフデザイン研究部 主席研究員、国立大学法人九州大学グローバルイノベーションセンター客員教授

専門分野：テクノロジー、DX、イノベーション

著書に『「幸せ」視点のライフデザイン -2万人アンケートが描く生き方・暮らし方の羅針盤- ライフデザイン白書2022』（第一生命経済研究所・著）などがある。

放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化（2）

国際大学グローバルコミュニケーションセンター（GLOCOM） 客員教授
ニューヨーク州・ワシントンDC弁護士

きどころ いわ お
城所 岩生

前回連載に続き、2021年著作権法改正の2本柱の2本目「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化」について解説します。同時配信のネックとなっていた放送とネット配信の権利処理の違いを解消した改正です。前回連載でNHKのネット同時配信が欧州や韓国の公共放送に比べて、10年以上遅れたと指摘しましたが、脱稿後、その理由を詳しく分析した文献が出版されたので、紹介します。

識者の見る同時配信の諸外国からの周回遅れ問題

ジャーナリストの原真氏はNHKのこの20年間の動きを以下のように総括します^{※1}。

NHKのこの20年間を振り返ると、インターネット進出がなかなか実現せず、不祥事が続いたこともあって、政治に翻弄されてきた姿が浮かぶ。

NHKオンデマンドが始まった2008年、英国では、すでに前年から見逃し配信を行っていたBBCが同時配信もスタートさせた。日進月歩のネット時代に、日本の同時・見逃し配信は英国より12～13年遅れた。仮にNHKがBBCと同時期にネット進出を本格化させていれば、民放も追随し、ネットにおけるテレビの存在感は21年の現状よりはるかに大きくなっていただろう。

先進諸国と違い日本では、テレビを持っていないと、ネットで公共放送を見られないという不可思議な状態になっている。受信料制度の改革は必須だ。NHKの政治からの独立性を高める方策とともに、国民的議論が求められる。

受信料制度やNHKの改革については、次回連載で解説します。

文化庁や総務省主催の検討会などで、権利処理問題のとりまとめにあたった青山学院大学の内山隆教授は、同時配信の検討を開始してから実現するまでに5～6年を要した事情を以下のように振り返ります^{※2}。

（前略）

—先生はこの5～6年の間の議論をどう見ていたのか

内山 諸課題と並行して総務省は、2016年に「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討会」や、2018年からは「ネット同時配信にかかる権利処理に関する勉強会」を開催して解決策を模索した。

—当時の文化庁はどういう姿勢だったのか。

内山 文化庁著作権課は法改正よりも、運用で対処する方向だった。

—平行線だった議論を前へ進める動きはあったのか。

内山 そのボールを投げ込んだのが、規制改革会議・投資等ワーキング・グループだった。議事録を読むと激しい議論があったことが分かる。2019年5月開催の投資等WG第17回で、原英史WG座長が文化庁審議官に対し「スケジュールがきれいななどというのは閣議決定違反で、本年度中に著作権制度の見直しを必要があればやると決めたのです。閣議決定しているのです」と激しく詰め寄っている。規制改革会議はこの方針をもとに、2019年6月第5次答申を出し、文化庁は12月に著作権分科会基本政策小委員会を立ち上げて、2020年3月に運用面の改善から始め必要に応じて法改正するという「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化」に関する基本的な考え方を示した。

—「基本的な考え方」がやっとでも示されたので、これで動きが加速したのか。

内山 「基本的な考え方」に対する官邸の不満は大きかった。文化庁は2020年9月に新たに「放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に関するWT」を立ち上げたが、最初は積極的な法改正の姿勢を示さないため、しびれを切らした投資等WG（2020年9月25日開催）で河野太郎行政改革担当相（当時）が文化庁の示した検討内容に「やる気がないなら担当部署を

※1 「『公共メディア』へ変貌する NHK」『民間放送70年史』（日本民間放送連盟、出版文化社）。

※2 「青山学院大学 総合文化政策学部・内山隆教授に聞く 改正著作権法とガイドラインの狙いは何か」『NEW MEDIA』2022年1月号。

変える」と迫る一幕もあったと毎日新聞が報道したほどの強い発言があって、法改正を前提に動き出した感がある。—これほど時間がかかったのはなぜか。

内山 総務省や規制改革会議は視聴者や事業者側の立場で、文化庁は権利者を守る立場と言う構造ゆえ。さらに放送局側も、受信料体制のNHKと広告収入の民放で、同時配信についての積極性に大きな違いがあった。(後略)

受信料体制のNHKと広告収入の民放の同時配信に対するスタンスの相違については前回連載で、同時配信によって打撃を受ける民放地方局の問題を紹介しましたが(IM2022年1・2月号p27)、次回連載でも解説します。

以下、改正内容の説明に入ります。

改正の背景および全体像

前回連載の表1(IM2022年1・2月号p.30掲載)のとおり、2019年の放送法改正でテレビ番組のネット同時配信が可能になったNHKは、2020年4月から「NHKプラス」を本格実施し、番組のネット同時配信のほか、見逃し番組配信サービスを提供しています。しかし、ネット配信には放送の許諾とは別に権利処理が必要になるため、「NHKプラス」では、総合テレビで9%程度、教育テレビで30%程度もの「フタかぶせ」(権利処理ができなかったことによる映像・音声の差し替え)が生じている状況(2020年6月時点)でした^{※3}。

放送の許諾とは別に権利処理が必要になることに伴う課題は、図1のとおり4つありました。これらの課題を解決するために図1の①から⑤の5つの改正を行いました。対象となるサービスは「同時配信」のほか、「追っかけ配信」(放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの)、「見逃し配信」です(以下、「同時配信等」)。放送でいえば再放送にあたる「見逃し配信」の期間は1週間を基本としつつ、月1回放送の番組は1ヶ月としています^{※5}。

以下、5つの改正について解説します。

①権利制限規定の拡充

現行法では、学校教育番組の放送や国会等での演説の利用など、一定の場合には、権利制限規定に基づき、権利者の許諾なく著作物等を「放送」することが可能でした。しかし、「同時配信等」を行う場合には、これらの権利制限規定が適用されず、権利者に事前に許諾を得る必要があり、「同時配信等」が円滑に実施できないおそれがありました。

改正法では、「放送」は権利者の許諾なく著作物等を利用できることを定める権利制限規定について、すべて「同時配信等」にも適用できるよう拡充しました。

＜拡充する権利制限規定の一覧＞

1. 学校教育番組の放送等(第34条第1項)
2. 非営利・無料又は通常の利用受信機を用いて行う公の伝達等(第38条第3項)
3. 時事問題に関する論説の転載等(第39条第1項)
4. 国会等での演説等の利用(第40条第2項)

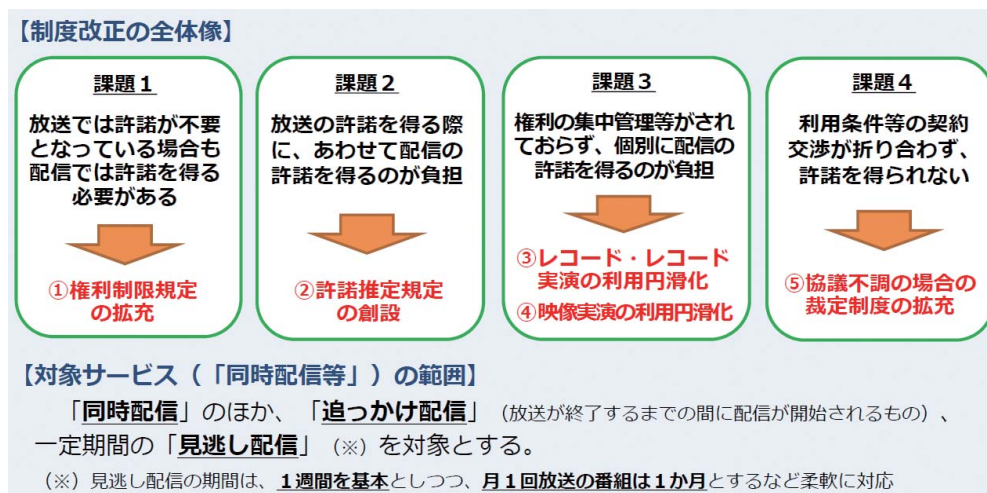


図1 改正の全体像 出典：文化庁「著作権法の一部を改正する法律 御説明資料(条文入り)」^{※4}(以下、文化庁説明資料)17ページ。

※3 川崎祥子「令和3年著作権法改正の国会論議：図書館関係の権利制限規定の見直しと放送番組のインターネット同時配信に係る権利処理の円滑化(特集 第204回国会の論議の焦点(3))」『立法と調査』2021年7月号。

※4 https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r03_hokaisei/pdf/93627801_02.pdf

※5 対象となるサービスについて規定した改正法の条文解説(第2条第1項第9号の7)は、文化庁説明資料18ページ参照。

5. 放送事業者等による一時的固定（第44条）
6. 放送のための実演の固定（第93条）

2.は、多種多様な形態での公の伝達（放送・配信される著作物等をディスプレイなどで視聴させること）を認める規定であり、特に権利者に与える影響が大きいと考えられることから、「見逃し配信」は対象外とし、「同時配信」及び「追っかけ配信」を対象としています。

改正法の条文解説（第34条1項等）については、文化庁説明資料20ページ参照。

②許諾推定規定の創設

改正前は、放送番組の中で著作物等（例：音楽・写真・書籍）を利用する場合、権利者から許諾を得る必要があり、「放送」に加え「同時配信等」も行おうとする場合には、明確に「同時配信等」の許諾も得る必要がありました。

しかし、放送番組には多様かつ大量の著作物等が利用されているため、放送及び同時配信等までの限られた時間内で、すべての権利者に対して、詳細な利用条件等を説明し、明確に同時配信等の許諾まで得るのは困難でした。その結果、仮に権利者が内心では同時配信等を行っても構わないと思っている場合でも、明確な許諾がないことを理由に「フタかぶせ」などが行われるおそれがありました。

改正法では、権利者が同時配信等を業として実施している放

送事業者と、放送番組での著作物等の利用を認める契約を行う際、権利者が別段の意思表示をしていなければ、「放送」に加え「同時配信等」での利用も許諾したものと推定する規定を創設しました。これにより、「放送」と「同時配信等」の権利処理がワンストップ化されました。

上記のとおり、権利者に与える影響が大きい改正なので、改正による権利者の懸念（不意打ちや不利な契約の助長）を払拭しつつ、放送事業者による安定的な利用が可能となるよう、総務省・文化庁の関与の下、関係者間で具体的な適用条件等に係るガイドラインを策定します。

改正法の条文解説（第63条第5項）については文化庁説明資料23ページ参照。

③レコード・レコード実演の利用円滑化

改正前は、レコード（音源）・レコード実演（音源に収録された歌唱・演奏）について、「放送」で利用する場合、事前の許諾は不要でしたが、「同時配信等」で利用する場合、事前の許諾が必要でした。このため、「同時配信等」での利用について、著作権等管理事業者による集中管理等が行われている場合には円滑に許諾を得ることができました（許諾権が実質的に報酬請求権化している）が、そうでない場合には円滑に許諾を得ることが困難でした。その結果、放送で使ったレコードが同時配信等では使えないおそれがありました。

許諾推定規定の創設による効果（イメージ）

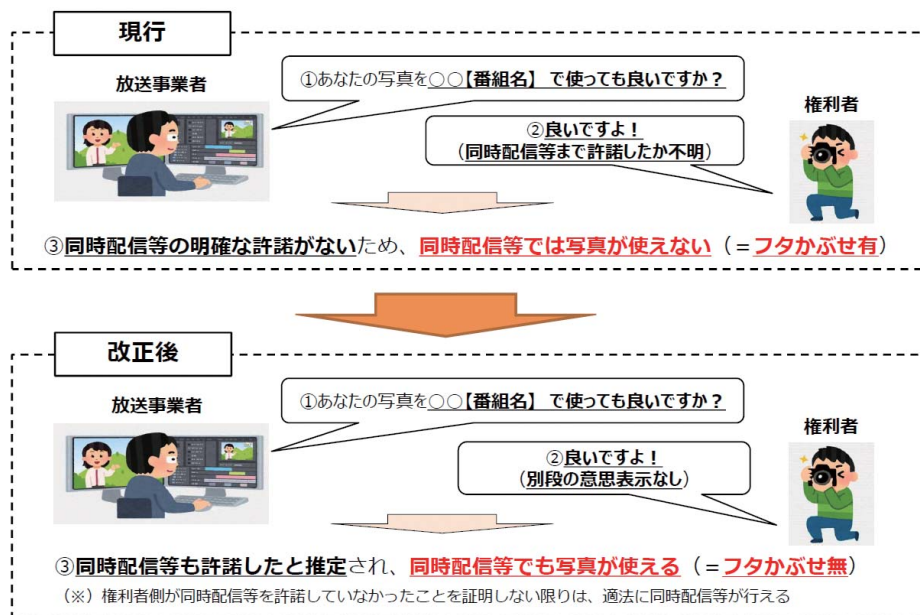


図2 許諾推定規定の創設による効果（イメージ） 出典：文化庁説明資料22ページ

改正法では、同時配信等に関して、集中管理等が行われておらず、円滑に諸諾を得られないと認められるレコード・レコード実演について、通常の使用料額に相当する補償金を支払うことで、事前の許諾なく利用することができるようにしました（法律上、報酬請求権化）。

補償金の徴収・分配は、一元的な窓口を設ける（個々の権利者ではなく、文化庁長官の指定する団体が一元的に権利行使を行う）ことを可能とし（実際に指定するか否かは、対象者の規模や手続コストの負担等を踏まえつつ判断）、補償金額は当事者間で協議して決定するようにしました。

改正法の条文解説（第94条の3および第96条の3）については、文化庁説明資料21ページ参照。

④映像実演の利用円滑化

改正前は、映像実演（俳優の演技など）について、「放送」で利用する場合も「同時配信等」で利用する場合も、いずれも許諾が必要だが、「放送」については、初回の放送の許諾を得た場合、契約に別段の定めがない限り、再放送については許諾を不要とする特例（報酬支払いは必要）が存在。「同時配信等」での利用について、著作権等管理事業者による集中管理等が行われておらず、円滑に許諾を得られない場合も存在しました。

このため、再放送する放送番組が、同時配信等できないおそれがありました。

改正法では、初回の同時配信等の許諾を得た場合と得ていない場合に分けて、以下のように定めました。

①初回の同時配信等の許諾を得た場合、契約に別段の定めがない限り、再放送の同時配信等について、集中管理等が行われておらず、円滑に許諾を得られないと認められる映像実演について、通常の使用料額に相当する報酬を支払うことで、事前の許諾なく利用することができるようにする。【第93条の3】

報酬の徴収・分配は、一元的な窓口を設ける（個々の権利者ではなく、文化庁長官の指定する団体が一元的に権利行使を行う）ことを可能とする（実際に指定するか否かは、対象者の規模や手続コストの負担等を踏まえつつ判断）。報酬の額は当事者間で協議して決定する。

②初回の同時配信等の許諾を得ていない場合（初回放送時に同時配信等がされていない場合）にも、契約に別段の定めがない限り、実演家と連絡するために以下の措置を講じて連絡がつかない場合には、あらかじめ、文化庁長官の指定する著作権等管理事業者通常の使用料額に相当する補償金を支払うことで、事前の許諾なく利用することができるようにする。【第94条】
＜実演家と連絡するための措置＞

（ア）実演家の連絡先を保有している場合には、その連絡先に連絡すること

（イ）著作権等管理事業者に照会すること

（ウ）芸能プロダクションのウェブサイト等において実演家に係る情報が公表されていないかを確認すること

（エ）実演家を探している旨（実演家の氏名、同時配信等を予定している放送番組の名称など）を文化庁長官の定める方法により公表すること

改正法の条文解説（第93条の3および第94条）については、文化庁説明資料28-30ページ参照。

⑤協議不調の場合の裁定制度の拡充

改正前は、放送事業者が著作物を「放送」するにあたって、権利者に許諾を得るための協議を求めたが協議が不調に終わった場合、文化庁長官の裁定を受け、通常の使用料額に相当する補償金を支払うことで、著作物を「放送」することが可能でした。しかし「同時配信等」を行う場合には、この裁定制度が活用できず、「同時配信等」が円滑に実施できないおそれがありました。

改正法では、著作物を「同時配信等」するにあたっての協議が不調に終わった場合にも、この裁定制度を活用することができるようになりました。

あわせて、著作隣接権（実演・レコードなど）についても、この裁定制度を活用できるようにしました。

改正法の条文解説（第68条）については、文化庁説明資料32ページ参照。

施行期日および施行後のフォローアップ

2021年改正法の施行期日は2022年1月1日です。ただし、連載1（IM2021年11・12月号）で解説した「図書館関係の権利制限規定の見直し」のうち、国会図書館による絶版等資料のインターネット送信に係る改正は、公布日（2021年6月2日）から1年を超えない範囲で政令で定める日、図書館資料のメール送信に係る改正は、公布日から1年を超えない範囲で政令で定める日となっています。また、今回連載で解説した放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化に係る改正について、政府は法律の施行後3年を目途として、施行状況のフォローアップを行うとされています。

次回連載では、放送関連改正の今後の課題について解説します。

第4回（最終回）

IIIFを支えるコミュニティ

一般財団法人人文情報学研究所 なが さき きよ のり 永崎 研宣

いよいよ、今回で本連載は最後である。今回は、IIIF（トリプル・アイ・エフ、International Image Interoperability Framework）をめぐる開発者コミュニティについて触れておきたい。というのは、IIIFのコミュニティでは、おそらく、日本でこの種の仕事をしているとやや理解しにくいかもしれない文脈で物事が進められており、それをある程度把握しておくことが先を見通す上で有用かもしれないと考えたからである。

ソフトウェア開発とコミュニティの必要性

IIIFの流れにおいて欠かせない前提となるのは、欧米の研究図書館が研究者のためのサービスを開発するために雇用したITエンジニア達とそのコミュニティの存在である。欧米先進国の有力な大学図書館や国立図書館では、所蔵している専門性の高い資料を研究者に適切に扱ってもらうために詳細な目録作成や資料提供を行うという本格的な研究支援サービスを、資料に関する専門家を専任スタッフとして雇用して任せることが多く、こうした図書館が研究図書館と呼ばれる。中には、その専門分野の博士号を持っている研究者を採用する例も少なくない。そのようなところでは、資料をデジタル撮影してWeb公開する場合にも、専門性の高い撮影はともかくとして、比較的汎用性のあるWeb公開の部分では専門スタッフを雇用する場合も多々見受けられる。結果として、デジタル化資料をWeb公開する技術を持つITエンジニアを直接雇用してシステムを内製することになる。なお、1人しか雇用しないと安定性や継続性に欠けるため、複数人雇用することもある。

Web公開というのも、単にあり合わせのオープンソースソフトウェアを組み合わせるだけのこともあるが、自前の資料の特徴や利用者のニーズにあわせてソフトウェアを修正することもあり、人によってはソフトウェアを開発してしまう場合もある。あるいは、所蔵資料をより効果的にWeb公開するために、図書館で研究助成金を申請する例などもあり、それに際して新たなソフト

ウェアをITエンジニアが開発することもある。研究助成金は自分の給料としても充当することになり、研究助成金がなくなってプロジェクトが終了してしまうと、似たような取り組みをしていて新たに助成金を獲得した機関に移籍する場合もある。

そういったところで作成したソフトウェアをオープンソースで公開してしまえば、もったいないのではないかと、思うってしまう向きもありそうだが、研究助成金を供出する側の論理がここでは色濃く出てくる。すなわち、自分があちこちに出した研究助成金で同じようなソフトウェアを何度も作成されると、費用をかけた割に進展が少ないということになってしまう。それよりも、一度作ったら他の人達と共有して、新しい助成金では他の人が作ったものを基礎にしてさらに新しいものを作ってもらいたい、というのである。この論理が主流になると、この種の仕事にかかわるITエンジニア達の価値観も変わっていく。一人で素晴らしいプロダクトを作成することも重要だが、他のITエンジニアが利用・応用しやすいものを作ることに大きな価値が置かれるようになる。そして、後者のようなことを考えて、プログラミングを行うだけでなく、関連する情報を収集・共有できるコミュニケーション力が重要になり、それを支えるコミュニティの必要性が高まっていく。

では、そのようなことができるITエンジニアはどこから来るのかと言えば、出自は色々である。なかには、人文系の学部で勉強をしているうちにデジタル・ヒューマニティーズでのソフトウェア開発にはまって、そのまま人文系資料を専門とするITエンジニアになってしまう人もいる。もちろん、こういった仕事を一人で黙々と続けていては効率が悪い。上述のような事情もあり、同種の仕事に関わるコミュニティにいかんしてうまく参加していくかが重要になる。COVID-19以前には、図書館等の文化機関で仕事をするITエンジニアの集会が毎年世界のあちこちで開催されており、そこに参加して最新の技術情報の収集や互いの取り組みの情報交換、共同事業の相談などを行っていたのである。本連載の初回（IM2021年9・10月号）で紹介したヨーロピ

アーナ関連のカンファレンスもそういった文脈で開催され、主に欧米から100人以上の参加者がフランス国立図書館に集まって議論し、夜はセヌ川に浮かぶ遊覧船で懇親会が行われていた。旅費も含めて参加費は安くはないこともあるが、これも業務の一環として研究助成金から支払われていたようであった。(なお、日本の研究助成金は懇親会のようなものには支出できないことが多いのでご留意いただきたい。)

IIIFプロジェクトのはじまり

IIIFが創られ、育まれていった環境とは、このような文化機関で文化資料を扱うITエンジニア達が形成したコミュニティであった。始まりは、欧米の複数の図書館で働くITエンジニア達によるものであり、それをまとめてプロジェクトとして始められるようにしたのはスタンフォード大学図書館のIT部門担当者であった。ここでITエンジニアと書かないのは、スタンフォード大学図書館は米国の大学図書館としては随一のIT開発力を有する希有な存在として数十人のITエンジニアを常時雇用し複数のソフトウェア開発プロジェクトを推進している^{※1} (図1) という、日本で言うなら小さなIT企業のような部門を抱えており、IIIFのための最初の研究助成金のとりまとめをしたのはその部門長的な存在の人だったからである。

ここで、アンドリュース・メロン財団の研究助成金を得たことで、スタンフォード大学図書館のIT部門のエンジニア達を中心として

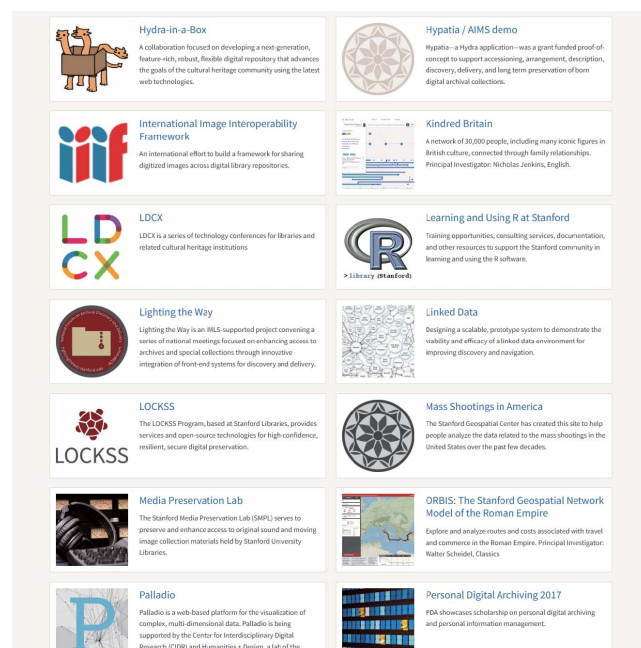


図1 スタンフォード大学図書館によるIT系開発プロジェクトの一部

IIIFのプロジェクトが開始されたのである。

それ以降の展開も、主に研究図書館のITエンジニア達が、所蔵する専門的資料を扱う研究者や学生向けに自らの成果を最大限に引き出されるような仕組みを作ることを目指して共同での設計と開発が行われたが、その志向性については、上述のような環境を前提とすると理解しやすいだろう。その後、2015年には、研究助成金に頼るのではなく、自律的に運営できるようにするためにIIIFコンソーシアムが設立された。

今では、初夏の年次シンポジウムと秋の作業ミーティングを毎年開催するようになり、そのたびに、新たなコンテンツやツールを紹介しあって相互に刺激を与えつつ、現在に至っている。特に年次シンポジウムは、対面で開催されたのはCOVID-19以前の2019年にドイツ・ゲッティンゲン大学 (図2) が最後だったが、ドイツや欧州全域から多くの参加者があっただけでなく、北米やアジア地域からの参加者もあった。この時の日本からの参加は、助教から教授まで、大学教員ばかりだったが、欧米からの参加者はほとんどがITエンジニアだったという点は、日本と欧米におけるこの種の仕事の位置づけの違いが端的に表れていたと言えるだろう。



図2 2019年、ゲッティンゲン大学でのIIIFシンポジウムの一場面

日本におけるIIIFへの関わり

さて、日本からの関わりもみてみよう。筆者は個人的には2015年2月にはIIIFを実装して色々試してみていたものの、国内で本格的な関わりが始まったのは2016年からとみるのがわかりやすいだろう。仏教図像のIIIF対応画像データベースに数千のIIIFアノテーションを付与したSAT大正蔵図像DB (図3)^{※2}

※1 <https://library.stanford.edu/projects>

※2 <https://dzkings.l.u-tokyo.ac.jp/SATi/images.php>

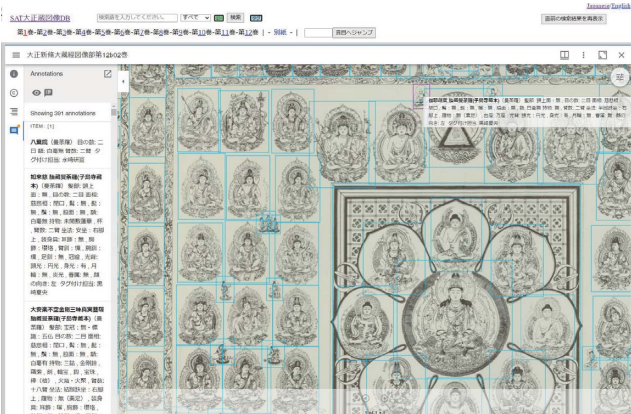


図3 IIIFアノテーションを付したSAT大正蔵図蔵DB

が2016年5月にニューヨークで開催されたIIIFカンファレンスで発表され、それ以降、IIIFを扱うさまざまな日本のプロジェクトが、国内の学会・研究会だけでなく本家のIIIFカンファレンスにも登場するようになる。これ以降2年間ほどの大きな国内動向（表1）を挙げてみると以下ようになる。

表1 日本国内におけるIIIFの動向

年月	動向
2016年5月	SAT大蔵経データベース研究会がSAT大正蔵図蔵DBをIIIFカンファレンスで公表
2016年11月	CODHがIIIF Curation viewerを開発公開
2017年4月	国文学研究資料館がIIIFに対応した新日本古典籍総合データベースを試験公開
2017年8月	東京大学附属図書館、大蔵経研究推進会議、SAT大蔵経データベース研究会により「万暦版大蔵経（嘉興蔵）デジタル版」がIIIF対応で公開
2017年9月	IIIFを採用した京都大学貴重資料デジタルアーカイブが試験公開
2018年5月	国立国会図書館がデジタルコレクションにIIIFを採用

このように、2年ほどで国内でのIIIFの導入は一気に進んだ。初期に導入した組織は内製で対応したところが多いが、IT企業のなかにIIIFにいち早く対応した企業があったことも功を奏したと言える。IIIFの導入は、それを容易にするためのフリーソフトウェアがいくつも開発・公開されており、IIIF対応へのハードルは決して高いものではなかった。この容易さは、欧米先進国の研究図書館に雇用されるITエンジニア達が自らのワークライフバランスを確保しながら導入・運用できるようにするという配慮が背景にあるのかもしれないと思えるほどである。それはともかく、日本の場合には、文化機関が内製をすることは少なく、むしろIT企業に発注をすることが多いため、これに続いて多くの企業がIIIFに対応したサービスを展開するようになったことは、その後の国内でのIIIFの普及促進に大いに貢献した。現在では日本からも数多の文化機関がIIIF対応コンテンツを提供するようになっている。

IIIF普及促進に向けた国内のコミュニティ的取り組みとしては、

2016年～2019年にかけて、東京大学大学院人文社会系研究科次世代人文学開発センター人文情報学拠点（現在は部門）が、研究者・図書館員・自治体の発注担当者・企業関係者等を対象としたIIIFを紹介するワークショップを国内各地で開催してIIIFの利便性や具体的な導入方法等の知見を広める取り組みを行った。さらに、特筆すべき点として、2017年10月、国立情報学研究所の高野明彦教授が中心となってIIIFコンソーシアムの中心メンバー8名を1週間ほど日本に招致し、東京・京都・博多でIIIFのシンポジウムやワークショップを開催し、IIIFコミュニティのコアな部分を国内の関心ある人々とつないだことは、その後の国内でのIIIFへの取り組みに少なからぬよい影響をもたらしたように思われる。

IIIFは、いわゆるフォーラム・スタンダードと呼ばれるものであり、ISO等のような法的根拠はなく、ただコミュニティがコミュニティの意思で策定しているに過ぎないものである。その点だけをみるなら、公的機関が正式に取り組むに値するような権威性を有しているわけではない。しかしながら、実際に文化資料のデジタル化と共有に取り組んでいる世界中の有力組織の現場担当者が集まり、それがコンソーシアムとして定めた手続きに基づいて運用している国際規格であり、それに準拠することで、実際に世界中の多種多様なコンテンツを横断的に利用してさまざまな新しい取り組みが可能となるものである。権威性はなくとも実質的な高い有用性のある国際的な取り組みに、日本からも早い段階で着実に参画し、その結果、諸外国と足並みをそろえ、ある部分では一歩先んじて有益な取り組みを実現できたことは、日本のデジタル化文化資料コンテンツ、ひいては日本文化そのものにとって、明るい将来につながるものとなるだろう。今後のさらなる発展を大いに期待したい。

<了>

参考文献：
京都大学人文科学研究所・共同研究班
「人文学研究資料にとってのWebの可能性を再探する」 編 永崎研宣 著
『日本の文化をデジタル世界に伝える』（株）樹村房 2019年9月10日 刊

一般財団法人 人文情報学研究所について

人文情報学的知見を開発して人文知の宝庫である仏教の研究を推進し、これを通して人文学全体を振興するとともに、広く人類精神文化の発展に寄与する目的をもって活動している研究所。
研究活動として、「仏典テキスト研究部門」、「仏典写本研究部門」、「人文情報学研究部門」などがある。無料メールマガジン『人文情報学月報』<https://www.dhii.jp/DHM/>を毎月刊行し、国内外の人文情報学の最新情報を日本語圏に伝えている。

〒113-0033 東京都文京区本郷5-26-4-11F
<https://www.dhii.jp/>



電子取引ソフト 法的要件認証制度とは？



はじめに

JIIMAでは電子取引の取引情報を取り扱う電子取引システム等を安心して利用していただくために、「電子取引ソフト法的要件認証制度」を立ち上げました。

この「電子取引ソフト法的要件認証制度」とは、国税関係書類等をコンピュータで作成し電子的にやり取りする場合の当該取引情報の保存を行う市販ソフトウェア及びソフトウェアサービスが、電子帳簿保存法第7条の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を満足していると判断したものを認証するものです。

目的

電子取引の取引情報を保存する電子帳簿保存法対応ソフトウェアの機能仕様をチェックし、JIIMAが法的要件を満足していると判断したものを認証します。これにより、そのソフトウェアを導入する企業は、電子帳簿保存法及びその他の税法が要求している要件を個々にチェックする必要がなく、安心して導入することができます。



国税庁のHPで
リスト掲載！



国税庁

認証制度について

ソフトウェアの認証に当たっては、そのソフトウェアのマニュアル、取扱説明書などで公開されている機能をベースに、公正な第三者機関でチェックし、必要な機能を全て備えていることを確認したうえで認証審査委員会で審議し、認証を行います。また、認証した製品の一覧は、JIIMAのホームページで公表するとともに、国税庁に対して認証製品情報等を提出します。

認証マークについて

電子帳簿保存法の法的要件を満足しているとして認証した製品には、右図のようなロゴ(例)の表示を認めています。



認証をとった企業には
JIIMA ロゴをあげましょう。



令和3年改正法令基準



令和3年改正法令基準

免責事項

本認証制度は、あくまで認証基準に基づき、電子取引ソフト製品が電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則、通達等、及びその他の税法に定められた機能を有することを、製品のマニュアル等のみで評価し認証するものであり、それ以外の事項を保証するものではありません。

国税関係帳簿書類をまとめて保管できる電子証跡システム

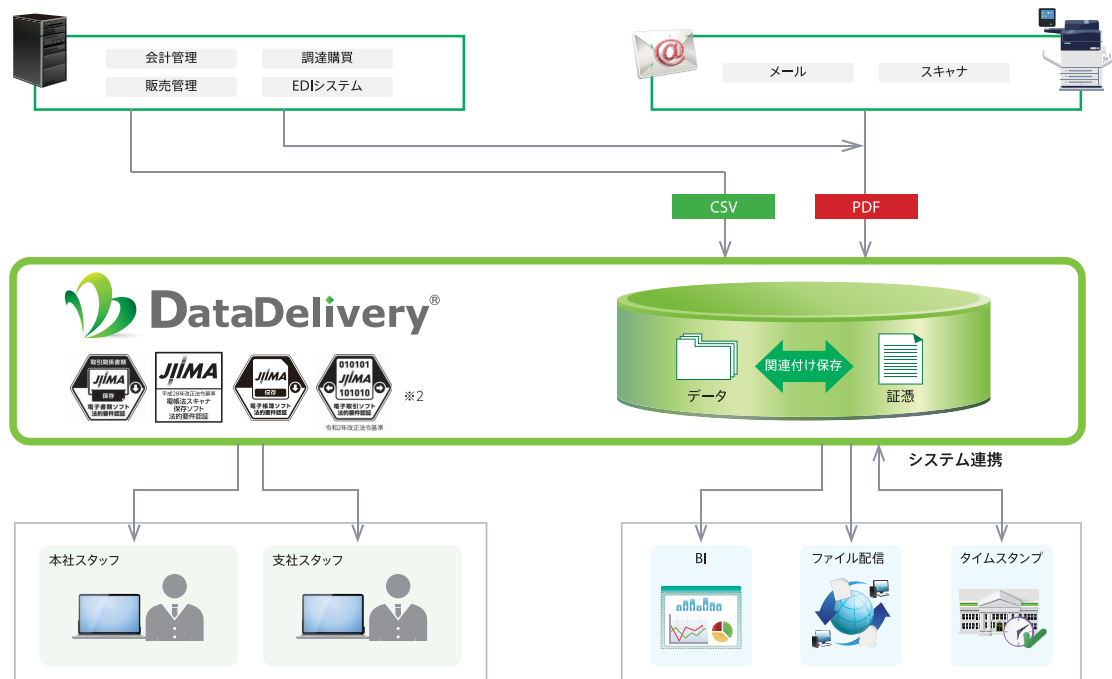
DataDelivery



製品のルーツはシェアNo.1の電子帳票システム。※1
4つの国税関係帳簿書類を電帳法要件に則り一元保管します。



※1



DataDeliveryは電子帳簿保存法の全区分(帳簿・書類・スキャナ・電子取引)に対応し、外部システムのあらゆるデータを、長期間・真正性が担保されたデジタル証跡として保管するソフトウェアです。当社は20年以上にわたり帳票ペーパーレスや電子帳簿保存法への対応に取り組んでおり、導入実績はシリーズ累計4,000社以上となります。また、2021年にはDataDelivery単体で電子取引ソフト、電子書類ソフトを含めた4つのJIIMA認証を取得しました。明細型データと証憑データを紐づけて保存・管理するだけのシンプルな設計思想は接続先のシステムを選ばず、異なるシステムのデータを一元的に管理することができます。

特に近年、取引先からメールで受領した請求書やEDIシステムで授受される「電子取引データ」の保存に関し、課題を持たれる企業様が増えています。DataDeliveryは年度ごとに肥大化していく膨大な「電子取引データ」についても、適正に安全かつ低コストで長期保存することが可能です。

主な特長

①長期保存

業務データ(CSV)を高圧縮し保存します。市販のDBが不要なため長期保守性に優れています。

②高速検索

大量のデータから複数の項目や期間に跨った検索が素早く行えます。また、データ保存容量が増えてもレスポンスの良いデータ検索、閲覧が可能です。

③真正性の担保

一度登録されたデータは独自構造DBにより改ざんが出来ません。認定タイムスタンプ、電子署名も利用可能です。

④シンプル構成

基本構成はDataDeliveryサーバソフトとブラウザのみです。

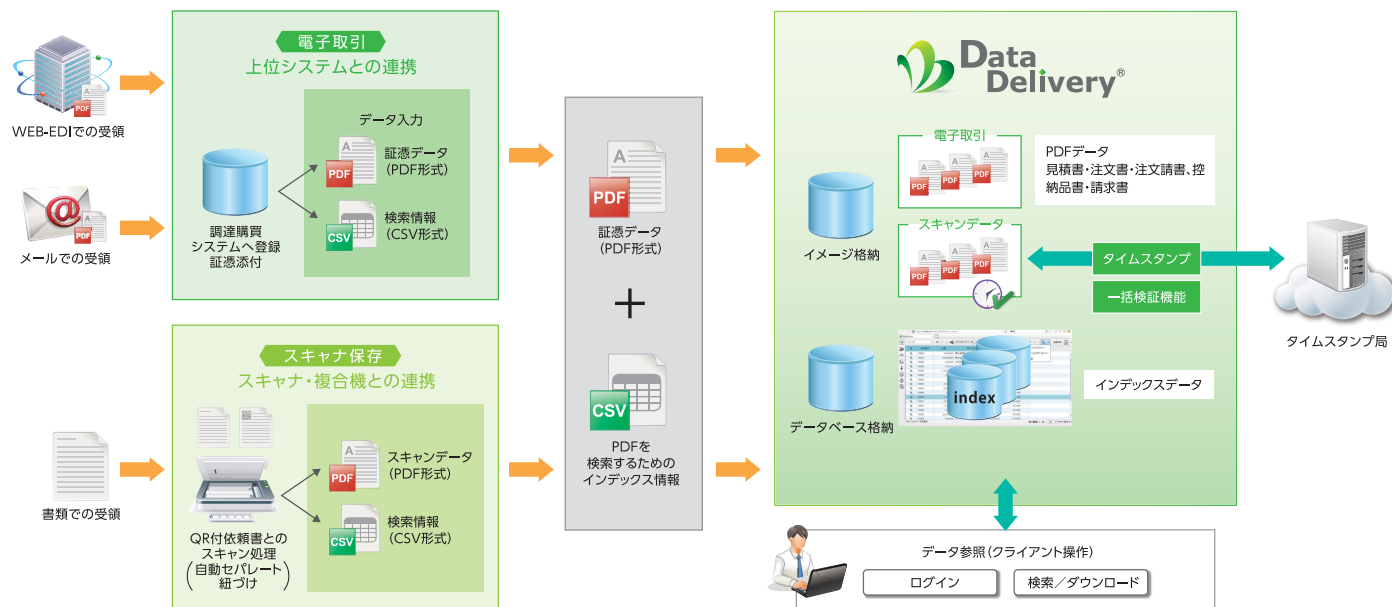
主な機能

- 多様な組合せ検索、串刺し検索機能
- 保存データ間を関連付けるデータリンク機能
- 充実のアカウント管理、ログ管理機能

※1: 株式会社富士キメラ総研調べ
2007-2020年度実績(金額2007-2011, 2017-2020年度、数量2009-2020年度)株式会社富士キメラ総研「パッケージソリューション・マーケティング便覧」[ソフトウェアビジネス新市場]

※2: 認証ロゴは公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会によりライセンスされています。

電子帳簿保存法「電子取引保存」におけるシステム導入事例 調達業務に係る受領・発行する関連書類を全て電子管理



導入背景

- ・ 資材調達におけるWEB-EDI、メール、紙による証憑のやり取りをしており、各種証憑を全て紙保存
- ・ 在宅勤務の推奨、業務効率化の観点から電子化を検討

対象書類

- ① 受領する見積書、注文請書、請求書、納品書など (約22万件/年)
- ② 発行する注文書、注文書控えなど (約19万件/年)

運用方法

① 電子取引区分

- ・ WEB-EDIの購買業務によるデータ受領 (全体の35%)
- ・ 仕入先からのメールによるPDF証憑受領後、後日書類の受け取り (全体の45%)

② スキャナ保存区分

- ・ 郵送取引による紙での証憑受領 (全体の20%)

システム検討ポイント

- ① 現状の調達購買システムとの連携を重視。インデックスデータとPDF証憑を紐づけ管理、電子取引対応に準拠。
- ② メールによるPDF受領後、紙で受け取る運用において2重支払の課題があった為、原紙は受領せず、PDFのみ受領する規定に変更。
- ③ スキャナ保存にあたりスキャン作業負担を削減する為、QR付支払依頼書によるOCRスキャンを採用。書類のスキャンおよびデータ入力の作業を簡易化。

導入効果

- ① 見積書・発注請書・請求書・納品書・検収書における検索・参照作業を全て電子化し、リモートワークを推進
- ② 電子取引、スキャナ保存の要件に準拠した電子帳簿保存法対応の運用フローを確立
- ③ 現状利用されているシステムを最大限利用し、3ヵ月で導入・運用開始。
電子帳簿保存法への早急な対応を実現



JFE システムズ 株式会社

E-mail : datadelivery@jfe-systems.com
URL : <https://www.jfe-systems.com/>

本製品に関するお問合せ

東日本エリア

TEL : **03-5418-2377**

〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目2番3号 (シーパンス館)

西日本エリア

TEL : **078-232-5365**

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通五丁目1番14号
(神戸商工貿易センタービル)

契約管理における デファクトスタンダードを目指して

インタビュー

株式会社LegalForce


<https://legalforce-cloud.com/>

〒135-0061 東京都江東区豊洲3-2-20 豊洲フロント6階

- ・事業内容：法律業務に関するソフトウェアの研究・開発・運営・保守
- ・設立：2017年4月21日
- ・資本金：41.9億円（資本準備金等含）（2021年2月現在）



リーガルフォース創業のきっかけ

リーガルフォースは、2017年に創業したベンチャー企業で、角田 望氏と小笠原 匡隆氏の2名の弁護士が起業しました。起業前、代表の角田氏は、法律事務所の弁護士として企業の訴訟・紛争解決、M&A・組織再編、コーポレート・ガバナンス関連業務などを手掛けていました。最初のきっかけは2016年。米国で人工知能弁護士が法律事務所に就職したというニュースが発表されました。IBMの人工知能「Watson」をもとに開発されたAIが、膨大な法律資料から根拠のある回答を提示してくれるというものです。テクノロジーでこんなことができるのかと衝撃を受けました。

「技術革新が進めば法律業務も変わっていくだろう。テクノロジーの力で、法律サービスをよくしていきたい」と角田氏は考え、起業するに至りました。

締結前の契約内容のAIチェック、締結後の契約管理をカバー

現在リーガルフォースでは契約書をAIでチェックする「LegalForce」とAIで契約管理を行う「LegalForceキャビネ」を提供しています。

契約書はどこまでチェックすれば見落としがないといえるのか。角田氏が企業法務を担当していた際、契約業務における課題を痛感していました。企業の取引にとって契約書は不可欠なもの。

不測の事態が発生した場合、不利な条件や抜け漏れている条項があった場合、企業はたちまち窮地に立たされます。契約書チェックは地味な作業に思えますが、見落としが許されない重要な業務です。

「LegalForce」では契約を締結する前に、AIで契約書内容にリスクがないかチェックすることができます。その他、契約書の比較、過去の契約書や自社の契約書ひな形からほしい条文を瞬時に検索、600点ほどの契約書ひな形を提供など、契約書を作成する際に便利な機能を兼ね備えています。

2019年4月からの正式版提供開始から、2021年12月時点で企業、弁護士事務所含め1,500社ほどにご利用いただいています。

しかしながら、契約書は作成して、契約締結して終わりではありません。契約は締結後に効力が発生するため、契約の管理が必須となります。

不利な条件で契約を締結しているかもしれない、更新期限が過ぎているかもしれない、契約違反をしているかもしれない、法令違反が含まれているかもしれない。そもそも契約書自体を紛失しているかもしれない。契約には様々なリスクが存在します。

「LegalForceキャビネ」は締結済みの契約をAIで管理するシステムとして、契約締結後に起こる様々なリスクを制御して事業価値を向上させることを目的に、2021年1月より正式版の提供が開始しました。

「LegalForceキャビネ」は「LegalForce」で培った自然言語

✓ 契約書情報の自動抽出

契約情報が抽出されます。

タイトル、当事者名、契約終了日、更新拒絶期限日



タイトル	当事者名	契約開始日～終了日	更新拒絶期限日	メモ
業務委託契約書	株式会社サンプル 株式会社LegalForce	2019/01/01 ~ 2022/12/31		管理番号 2222
定期建物賃貸借契約書	株式会社XXX 株式会社YYY	2020/04/01 ~ 2023/02/28	自動更新なし	
Ninja導入契約書	株式会社BBB 株式会社AAA	2021/05/01 ~ 2022/04/30		
業務委託契約書	株式会社サンプル 株式会社LegalForce	2019/01/01 ~ 2021/12/31	2021/10/30	
秘密保持契約	株式会社リーガルフォース 株式会社LegalForce	2020/02/26 ~ 2022/02/25		
取引基本契約書（売主有利）	株式会社AAA 株式会社LegalForce	2020/02/01 ~ 2022/01/31	2021/10/30	
業務提携契約書	事務所UBUYASHIKI 株式会社LegalForce	2019/01/01 ~		
取引基本契約書	合同会社パリローチェ 株式会社LegalForce	2019/07/09 ~ 2021/07/08	2022/06/07	

直感的なインターフェイスで操作できる『リーガルフォースキャビネ』

法務の手で全ての契約リスクがコントロール可能な状態を実現するため、最新のテクノロジーと法務の知見を組み合わせた製品の開発・提供を行っています。




AIで契約書レビュー
契約書レビューの品質向上と効率化を実現。




AIで契約書管理
締結済みの契約書を自動でデータベース化。




契約に特化した情報メディア
契約書に関する最新情報をお届け。

リーガルフォースが提供する3つのサービス

処理技術と機械学習技術を活用し、契約書をアップロードするだけで、自動で文字起こし、契約情報（「タイトル」「契約締結日」「契約当事者名」「契約開始日、終了日」等）の抽出を行い、

契約書台帳を作成します。契約内容がデータベース化されるため、検索が可能となり、必要な契約書、条文を瞬時に探し出すことができます。また、入れるべき条文が入っていない契約書

も検索できます。加えてAIが更新期限などを読み取り、更新期限を通知するため、期日管理も可能となります。

正式版開始から11ヶ月で300社に導入いただき、契約管理に役立てていただいています。

「LegalForce」、「LegalForceキャビネ」の他に『契約ウォッチ』というオウンドメディアを提供しています。弁護士の知見や契約書を取り巻く動向、法改正のポイント等をお届けしています。2019年8月から提供を開始し、今では月間約30万以上のページビューがあり高く評価されています。

昨今、経済を取り巻く環境は複雑さを増しており、現代のビジネス環境において契約によるビジネスリスクの制御、そして、契約自体に内在するリスクの制御の重要性はかつてなく高まっています。

企業をリスクから守る法務部門の重要性が飛躍的に高まるなか、法務部門を支える強力なテクノロジーが求められています。

LegalForceは「全ての契約リスクを制御可能にする。」をミッションに、最先端のテクノロジーと弁護士の法務知見を組み合わせ、契約業務の質の向上と効率化を実現するソフトウェアの開発を行ってまいります。

JIIMAへの加入で期待すること

今回JIIMAに入会した経緯は、今後、『リーガルフォースキャビネ』を電子帳簿保存法（以下、電帳法）に対応したサービスにしていきたいと考えたためです。契約締結後の管理ということもあり、国税関係書類にも当てはまるため、日本の情勢を踏まえると顧客への提供価値が向上するのではないかと考えています。ただ、直近、電帳法の動向は頻繁に変化しており正確な情報を得るのは困難となっています。そのため、これら情報を素早く得るためにもJIIMAに入会させていただきました。JIIMAからは、ベンダーの意見や政策提言などを電帳法を管轄する国税庁に適切に伝えていただきたいと考えています。加えて、グローバルな視点での政策提言や勉強会開始についても、JIIMAなら実施可能ではないでしょうか。たとえば、契約関連ですと、日本では裁判での証拠になると考え、関連する文書を長期に渡り保存する習慣がありますが、アメリカに目を向けると、逆に不利な証拠になるという考えから、保存期限が切れたらすぐ削除することが習慣となっています。このような考え方に基づくと、日本から海外進出する際、もしくは海外サービスを日本で利用する際に影響がでています。最新情報の発信や共有いただければ



「すべての契約リスクを制御し、取引に安心感を与えていきたい」
取締役COO 川戸 崇志 氏

と思います。引き続き、文書管理の発展をJIIMAが担っていただくことを期待しています。

他システム連携でより使いやすい製品へ

今後、お客様がDXを目的として業務フローシステムの刷新を検討する際は、人事や経理など特定の業務に合わせたクラウドサービスを選択し、それらを組み合わせるワークフローを構築していくことが主流となっていくと考えています。弊社としてもさまざまな製品と連携できるようなサービスにしていこうと目指しています。

現在、一部の電子契約のサービスとの連携をしています。これにより、契約が発生してから契約書を審査し、契約の締結、契約書の保管・管理終了までデジタル上に一貫して対応できるようになりました。ただ、現在の機能ではまだまだお客様の期待にお応えできていません。契約業務には様々な細かい業務が発生します。引き続き機能開発を積極的に進め、お客様が契約管理だけでなく、事業価値の向上につなげていけるサービスを提供していきたいと考えています。



文書情報マネージャー

認定者からのひと言

令和3年9月9日と10日、2日間にわたり第29回 文書情報マネージャー認定資格取得セミナーが行われました。新型コロナウイルス感染予防対策の観点から今回もオンライン開催で実施され、全国各地から参加いただきました。文書情報マネージャー認定資格取得セミナーは今後もオンライン配信をメインに実施していく予定です。

- ①文書情報マネージャー認定制度はどこでお知りになりましたか？
- ②受講の動機は？(受験のきっかけ)
- ③セミナー内容の感想
- ④今後この資格をどのように活かしていきますか？
- ⑤文書情報管理について、もっと知りたい、学習したいことは何ですか？

はしもと まさこ
橋本 昌子 さん

正田醤油株式会社
経営企画室・課長

- ①インターネットで、「文書 管理 デジタル化 資格」で検索して、JIIMAが見つかり知りました。
- ②弊社ではISOマネジメントシステムが定着しており、文書管理のPDCAを回して内部・外部監査を実施しております。デジタルを活用した文書情報管理に発展させる必要性を感じて、取組みのヒントを得るために参加しました。
- ③記録のデジタル化は各部署で進めていますが、管理・規程・教育が不足していると気づきました。特に管理体制と教育のアップデートが必要と感じました。何をやればよいか本セミナーで課題が明確になり良かったです。
- ④全社教育・資格管理の電子化に活かします。また、文書のライフサイクル意識や削除活動・削除規定、特に「削除しやすいフォルダ構成と5:2:3」は投資なしで始められるのでIT推進会議等にフィードバックします。
- ⑤・紙か、デジタルかで迷った時の汎用的に使える判断基準。
 - ・文書情報管理で活用しているクラウドサービスの提供終了が発表された時にやるべきこと。
 - ・文書情報管理が訴訟でも生きるようにするために重要な(外してはいけない)社内取組み。

JIIMA 改正電子帳簿保存法に関するアンケート

2022年(令和4年)1月1日、改正された電子帳簿保存法が施行されました。ついで国税庁は2021年末、「令和4年度税制改正大綱」を発表し、そこでは「電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止」について事実上の延期措置が盛り込まれました。

日本文書情報マネジメント協会(JIIMA)では、改正された電子帳簿保存法の内容について、皆様の悩まれていることや興味がある部分などを調査するため、改正電子帳簿保存法に関するアンケートを実施します。

ご回答いただける皆様方におかれましては、自社の規程に則りアンケートにご協力のほど、お願いいたします。

ご回答いただきました内容については、今後のJIIMAの活動ならびに情報発信につなげてまいります。

※このアンケートは個人情報ならびに特定の企業情報を収集するためのものではありません。
※所要時間は5分程度です。



アンケート受付期間・2022年3月15日(火)まで。

なお、こちらのアンケートの集計結果については、JIIMAのホームページ、ならびに機関誌IM5・6月号(4月25日発行)にて公開予定です。

<https://www.jiima.or.jp/im/>

JIIMA 改正電子帳簿保存法に関するアンケート(2022年3月15日(火)まで)

<https://forms.gle/ox6f7eoFAJf9oqc18>

JIIMAホームページ「新着情報」から参加できます。

<https://www.jiima.or.jp/info/denshichoubou/>



JIIMA 電帳法アンケート

検索

JIIMA賀詞交歓会 オンラインにて実施

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) は1月14日、新春の賀詞交歓会をオンラインにて開催。オンラインながら60名近くの会員企業関係者の方にご参加いただいた。

昨年と同様のオンライン開催となったが、JIIMA勝丸泰志理事長は、「新型コロナウイルスの感染予防を怠らず、経済や業務においてはデジタルな側面を強化し、DXというものをより考えていかなければならない」と語った。

また来賓挨拶として、初代デジタル大臣 平井卓也 先生や国立公文書館 鎌田 薫 館長からのビデオメッセージを配信。さらには、経済産業省の産業機械課長 安田 篤氏やJIIMAの新入会員からもご挨拶をいただいた。

今年は電帳法の改正やJIIMAによる新たな認証制度への注目が集まっていることから、さらなる飛躍の年にできるようにと願って閉幕した。

JIIMA 「2021年 文書情報管理 関連製品・サービスの市場動向 調査」を公開

公益社団法人日本文書情報マネジメント協会 (JIIMA) は、令和3年度における「文書情報管理関連製品・サービスの市場動向調査」を発行した。

これは、日本国内の文書情報マネジメント関連市場を対象とした調査を行うことにより、文書情報マネジメント関連の製品・サービスの市場規模、市場動向、現状の課題、および今後の展望についての指針を示すものとなっている。また今回は、近年、成長が著しい文書情報マネジメントに関するデジタルサービスの市場動向も重点的に調査している。

なお調査は、製品・サービス利用者に対するWeb アンケート調査、公開情報に対するデスクリサーチ、関連企業へのインタビューなどを中心に、過去にJIIMAが実施した調査データや各種団体により公表した調査データなどを参考に推定した

ものとなっている。

今回の調査報告書について、JIIMA会員は無料で下記よりダウンロードできる。一般の方は有料にて、MM総研から購入できる。

<https://www.jiima.or.jp/activity/publishing/#guideline>

(株)MM総研

<https://www.m2ri.jp/>

一般社団法人日本テレワーク協会 「第22回テレワーク推進賞」発表

一般社団法人日本テレワーク協会 (会員No.368、会長 栗原 博氏) は、「第22回テレワーク推進賞」の受賞企業・団体を決定した。第22回を迎えた今年度は、『あなたのライフワークバランスを実現〜テレワークで生き方改革〜』をテーマにテレワーク実践事例および促進事例を募集し、テレワーク推進賞審査委員会 (委員長: 比嘉邦彦氏 東京工業大学名誉教授) により厳正に審査を行った結果により決定されたもの。最高位となる会長賞には、アフラック生命保険株式会社が選ばれた。また他にも優秀賞<実践部門>で5社、<促進部門>で1社、奨励賞<実践部門>で6社、<促進部門>で2団体が発表された。

表彰式は2月22日、お茶の水ソラシティカンファレンスセンターにて行われ、コロナ禍を考慮して一般参加者はオンラインによるライブ配信のみの視聴参加となった。

TKC全国会 TKC経営支援セミナーを実施

税理士・公認会計士のネットワーク TKC全国会 (会長・坂本孝司税理士) は、中小企業・小規模事業者などを対象に、「改正電子帳簿保存法」と「インボイス制度」について解説する「TKC経営支援セミナー」を全国約4千会場で開催した。

同セミナーは、令和4年1月より始まった改正電子帳簿保存法と、令和5年10月にスタートするインボイス制度について、帳簿や請求書の取り扱いが変更されるこ

とを受け、法令改正直前になりその対応を任されて悩んでいる方、法令改正を初めて知ったという方のために、全国のTKC会員 (税理士・会計士) が制度の内容と対応方法をわかりやすく解説するといったもの。「会場参加型」と「Web受講型」の2つのセミナー形態で、「会場参加型」では開催期間中は47都道府県すべての会場で行われた。

同社では今後も同様のセミナーを全国規模で実施していく予定だ。

BEARTAIL 改正電帳法「2年間の猶予期間」について解説した ホワイトペーパーを公開

株式会社BEARTAIL (会員No.1042、代表取締役: 黒崎 賢一氏) は、2022年1月に施行された改正電帳法の「2年間の猶予期間」について解説したホワイトペーパーを公開した。

同社では、改正電帳法の「2年間の猶予期間」について知りたい方やこれから電帳法対応をお考えの方、そして経理業務のペーパーレス・効率化を検討されている方におすすめしている。

またこのペーパーでわかることとして下記5点がポイントとなっている。

- ・2年の猶予期間とは
- ・宥恕既定の「やむを得ない事情」とは
- ・令和四年度税制改正大綱のポイント
- ・電子帳簿の保存について
- ・スキャナ保存と電子保存それぞれの注意点

ホワイトペーパーについては下記にてダウンロードできる。

<https://contact.keihi.com/ja-jp/ja-jp/kaiseidenshi2112>

freee 『電子帳簿保存法』 徹底解説ガイドを無料配布中

freee株式会社 (会員No.1021、代表取締役・佐々木 大輔氏) は、完全ペーパーレスを目指す企業に向けて『電子帳簿保存法』徹底解説ガイドをサイト上で無料配布した。

本ガイドでは、3つの対策3つの落と

し穴、完全ペーパーレス革命と題して、電子帳簿保存法の基礎情報、法令遵守とコスト削減のポイント、実際に対応を進めている企業の事例、電子帳簿保存法部分導入の罫、完全ペーパーレス5つのポイント、完全ペーパーレスに向けた業務フロー構築の4ステップといった点について注目し、解説している。

ガイドブックについては下記にてダウンロードできる。

https://www.freee.co.jp/cloud-erp/electronic-book_2/whitepaper-form/

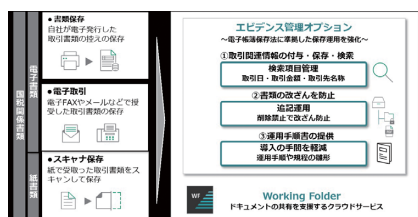
富士フイルムビジネスイノベーション「Working Folderエビデンス管理オプション」提供開始

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社(会員No.19、代表取締役社長CEO・真茅 久則氏)は、クラウドストレージサービス「Working Folder」に電子帳簿保存法に準拠した国税関係書類の授受・保存が可能な電子取引の基盤として、「Working Folder エビデンス管理オプション」の提供を開始した。

同社のクラウドストレージサービス「Working Folder」では、すでに社内や外部の組織と安全に文書を取り交わす機能を提供しているが、今回新たに「Working Folder エビデンス管理オプション」が加わることで、電子帳簿保存法の改正要件に準拠した運用を支援するとともに、国税関係書類の授受から保存までの一貫した管理が可能となるとしている。

主な機能は下記3点。

- ① 取引関連情報の付与・保存・検索
- ② 書類の改ざんを防止
- ③ 運用手順書の提供



同社では、お客様の電子帳簿保存法対応に向けて、クラウド商品であるWorking Folderに加え、オンプレミス商品のスト

レージサービスArcSuiteやDocuShareなど、業務に合わせた豊富なラインアップを用意しており、今後もDXを推進し業務効率化を支援していくという。

リコー「RICOH 証憑電子保存サービス」を提供開始

株式会社リコー(社長執行役員・山下良則氏)は、企業間取引に用いられるさまざまな証憑(取引関係書類)の処理業務プロセスを効率化し、企業の生産性を向上するソリューションとして、「RICOH 証憑電子保存サービス」の提供を開始した。

同サービスは、紙やメール、ファクスなど、さまざまな形式で送られてきた証憑をクラウドにアップロードするだけで、電子帳簿保存法改正で求められる「取引先名」「取引金額」「取引日」の項目を同社がお客様に代わって入力し返却、電子保存するというもの。アップロードした証憑は2022年1月1日から施行された電子帳簿保存法改正に準拠した形式で保存・閲覧・検索が行える。メールやウェブなどデジタルデータのほか、紙やファクスで受け取った証憑をリコーの複合機からアップロードすることも可能(順次、対応機種にクラウドアプリケーションを提供予定)で、請求書、納品書、領収書をはじめとしたさまざまな証憑に対応。また入力代行による索引付け精度は99.9%以上(請求書・納品書のみ、当初実績に基づく)と高精度でデータ化に対応している。

同社ではこれにより、デジタルデバイス・サービスの活用によるワークプレイスの変革を通じて、お客様のよりよい働き方の実現を支援していくという。

ウイングアーク1st「SPA Cloud」および文書のデジタル化をはかる「invoiceAgent TransPrint」を機能強化

ウイングアーク1st株式会社(会員No.1016、代表取締役 社長執行役員CEO社長・田中 潤氏)は、2022年1月の電子帳簿保存法改正の最新要件を満たす機能とユーザビリティを強化した文書活用ソリューション「SPA Cloud」およ

び電子取引サービス「invoiceAgent TransPrint」(インボイスエージェント トランスプリント)の提供を開始した。

「SPA Cloud」は、AI OCRによる高精度な文書のデータ化・ペーパーレス化と、電子帳簿保存法に適した文書管理を実現する文書活用ソリューション。「invoiceAgent TransPrint」は、請求書・支払通知書・注文書・納品書などあらゆる企業間取引文書の電子化と配信・返信を可能にし、取引に紐づく文書の一元管理や電子帳簿保存法に対応する電子取引サービス。

主な機能アップデートとして、タイムスタンプ要件緩和への対応、一括検証可能なタイムスタンプの追加、「SPA Cloud Adapter for AgileWorks」の連携強化の3つ。これにより同社では、電子帳簿保存法改正に向け対応強化を行ったと発表した。

各社ニュース

JIIIMAに寄せられた情報にて構成
スペースの関係上、記載の省略あり

人事のお知らせ(敬称略)

リコージャパン株式会社

(会員No.1054)

(2022年4月1日付)

代表取締役 社長執行役員 CEO

木村 和広氏

移転のお知らせ

インフォコム株式会社(会員No.1063)

〒107-0052

東京都港区赤坂九丁目7番2号

東京ミッドタウン・イースト10階

Kofax Japan株式会社(会員No.1031)

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-6-2

新丸の内センタービル21階

株式会社TREASURY(会員No.1072)

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前1-5-8

神宮前タワービルディング14階

A3 カラープリンター 「RICOH P C6000L」

(株)リコー

世界最小クラスのコンパクトボディに多様な機能を凝縮

■特長

- ・設置場所を選ばない世界最小クラスのコンパクト設計。幅449×奥行552×高さ360mmのコンパクトな本体に自動両面印刷機能を内蔵。オフィスのデスクサイドから店舗窓口などさまざまな場所への設置が可能している。
- ・さまざまな業務で活用される用紙対応力。給紙トレイは最大4段まで追加可能で、給紙量は最大6WAY、2,630枚まで。用紙サイズは、幅55～297mm、長さ90～1,320.8mmまで幅広く対応。小売・流通業で活用される熨斗(のし)短冊や長尺

POPをはじめ、様々な業種で利用される用紙に効率よくきれいに出力することができる。用紙厚は、薄紙(64g/m²)から厚紙(256g/m²)まで対応。名刺やポストカード、イベントの招待状といった厚みのある用紙にも出力可能。

- ・ビジネスの現場で高い生産性を発揮。連続プリント速度は、カラー/モノクロともに、36枚/分(A4横送り)と高速出力を実現している。また両面出力の連続速度も、カラー/モノクロともに27ページ/分(A4横送り)と高い生産性を実現。
- ・高画質かつ高品質な出力を実現。600×1,200dpiの高解像度を実現するLEDヘッドの採用により、写真はもちろん、小さな

文字や細線なども美しく再現できる。

- ・使いやすさを追求した操作性。便利な無線LANに標準対応。お客様の設置状況に応じて、USB2.0/有線LAN/無線LANから選択可能。トナー交換や用紙補給などを本体の前面から操作できるフロントオペレーションを採用している。万一の紙詰まり時も用紙の除去がスムーズに行える。

■価格

RICOH P C6000L

オープン価格

■お問い合わせ先

リコーテクニカル

コールセンター

TEL: 0120-892-111



企業内集中印刷・商業印刷向けモノクロA3高速デジタル印刷機 「AccurioPrint 2100」

コニカミノルタ(株)

印刷オペレーションの生産性向上で働き方改革を支援

■特長

- ・用紙設定の自動化で省力化とスキルレスを提供。用紙に対する最適な印刷設定を自動推奨する「インテリジェントメディアセンサー(IM-101)」により、オペレーションの効率化・省力化を実現するだけでなく、オペレーターの専門ス



キルを不要にしている。またIM-101は、オペレーターが印刷に使用する用紙を設定したい場合に、センサーに用紙を挿入することで自動的に用紙の重さと種類を読み取り、AIにより用紙の厚みと種類の自動判定を行うことで、用紙設定の候補を表示する。

- ・紙質に左右されないメディア対応力で美しい仕上がりを実現。薄紙や厚紙といった紙の厚みや、表面がザラついた用紙や再生紙などといった紙質に左右されないメディア対応力で、企業内集中印刷での多種多様な印刷においても印字差の無い美しい仕上がりを実現可能にしている。

- ・両面1パスカラーレスキャンナーがさらに高速になり効率アップ。従来機では毎分90ページ(A4ヨコ)であった片面原稿のスキャンスピードは毎分120ページへ、両面原稿は両面を同時スキャンすることで毎分240ページ(A4ヨコ)という高速スキャンを実現し、一般オフィスや弁護士事務所など大量に資料スキャンを行うオフィスの作業効率アップに寄与。

■価格(税別)

AccurioPrint 2100

425万円

■お問い合わせ先

コニカミノルタジャパン株式会社

お客様相談室 TEL: 0120-805-039

sense121

お好きな写真と文字による 世界に一つの贈り物専門店

sense121 (センスイチニイチ) とは…

株式会社アピックスの提供するパーソナライズドワイン・吟醸酒のe-shoppingサイト名称です。企業・個人のパーソナライズド需要として、「お名前入リラベル」をあしらったお洒落なお酒のネットショッピングが可能になりました。酒造メーカー・酒販店から一歩違った視点で、ギフト・ノベルティ市場に挑戦します。

APIX
株式会社 アピックス

■本社
〒541-0059 大阪市中央区博労町1-2-2
TEL.(06) 6271-7291(代) FAX.(06) 6271-7296

URL <http://www.apix.co.jp> E-mail info@apix.co.jp

■東京支店
〒104-0041 東京都中央区東日本橋3-14-4 OZAWAビル3F
TEL.(03) 5879-7291(代) FAX.(03) 5879-7296

Online shopping <http://www.sense121.com/>



IS 612404

デジタルマイクロアーカイブから ECM、電子文書情報社会へ

紙文書からマイクロフィルムへ、続いてデジタルへ、さらにECMへ、電子文書情報社会へと時代は移っていきますが、これらの時代に合わせてJIIMAの活動も変わっていきました。また活動内容だけでなく、会員構成も変化していきました。

会員の多くは古くからあるマイクロ系の会社と新しいIT系の会社で構成されています。時代の変化に合わせ協会の活動を共有するため、ビジョンの作成委員会を設置し共通のビジョンを整え、このビジョンに基づき新しい活動を行い、時代の変遷と共に見直して継続していきました。

しかし時代の変化でやむを得ないとは言え、新しい活動方針に馴染めず、古くから存在し協会活動を長く続けられ苦楽を共にしたマイクロサービス会社の多くの方々が離脱されたり、廃業されたのは寂しい限りでした。

こういった変遷の時期に新たに出現したのがデジタルマイクロアーカイブです。パソコンや大型コンピュータで大量に作られるデジタルデータは保存性能が悪く、長期保存が必要なデータをマイクロフィルムに写し込み利用するのがデジタルマイクロアーカイブで、一時期普及しました。

内部統制の時代になり、文書情報マネジメントはコンプライアンスへの対応、事業継続性、リスク管理など、従来の文書情報マネジメントを超えた新たな場面を迎えました。

米国ではいち早くAIIMがマイクロフィルム、イメージファイル、Eメール等のコンテンツを統合した新しい文書情報マネジメントフレームワークとしてECM（エンタープライズコンテンツマネジメント）の概念を発表しました。

それによると「ECMとはコンテンツ、および組織内で行われる処理に関わる文書の取り込み、管理、格納、保管、配信を実現するテクノロジーである。ECMツールと戦略により、どこに情報が存在するかに関わらず企業に存在する非構造化データの管理を可能にする」と定義しており、JIIMAの文書情報マネジメントを包含しています。

米国ではSOX法施行後、非構造化データである文書情報管理のため、複数の関連テクノロジーを統合したフレームワークであるECMの概念が急速に広がりました。日本でも2005年に施行された個人情報保護法やe-文書法により、官民を問わず文書情報の電子化と管理、活用、開示、保全が重要課題と認識されました。特に日本版SOX法と呼ばれる金融商品取引法における内部統制の強化では、業務プロセスの可視化と共に証拠としての文書情報の保管保全の必要性が強く求められています。

JIIMAではビジョンプロジェクトを立ち上げ、ビジョン2008の活動方針を「統合文書情報マネジメント（ECM）の普及啓発」としました。

また2016年のJIIMAビジョンでは「世界最先端IT国家創造の一翼を担う安心で社会生産性の高い電子文書情報社会の構築」と定め電子文書を中心に据えています。

参考文献：JIIMA創立50年史

高橋 通彦（たかはし みちひこ）

千葉大学工学部卒、富士写真フイルム入社、足柄研究所・機器事業本部・情報システム部東京販売部長を経てフジカラーサービスへ。開発部長・常務取締役デジタル本部長を経て株式会社ジェイ・アイ・エムへ。専務取締役、副会長を経てJIIMA理事長に。平成30年旭日小綬章受章。退任後ディーアイアンドシー代表としてデジタルドキュメントのアドバイスに。

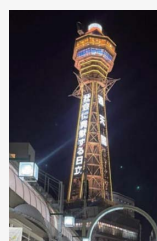
なにわの食文化とコロナに想う

機関誌IMも隔月刊になり久しく、前はコロナ第一波終了時なのでもう一年以上前になりますが、今回はなんとコロナ第六波急上昇中ですので、本当にコロナの戦いは長いというのが実感です。

さて弊社（アピックス）は大阪に本社を構えており、今回は大阪の料亭事情をご紹介します。

大阪は、キタは北新地、ミナミは南地と2大繁華街があるのはご存じのとおり。高度成長期の70～80年代ではこの2大繁華街に料亭なるものも多く栄え、業界の新年会やお客様の接待で女将さんがお酒を注いでくれるスタイルが普通でした。しかしバブル崩壊の90年代後半から企業の交際費があまり芳しくなく、昔ながらの料亭の多くは廃業を余儀なくされ、北新地や南地にはほとんど見られなくなりました。そのような中、かろうじて生き残ってきた通天閣で有名な新世界で営業を続ける大バコの料亭を、私は長年ごひいきにしています。

この料亭は古くは政治家や芸能人の隠れ家として、また大阪場所の角界の料亭として、個別の商談から大宴会まであらゆる用途に対応してきた由緒ある料亭です。会社関係では海外の方のご接待や業界での宴席、そして還暦や古稀の御祝い事の行事で、また個人的にはおせち料理や顔合わせ、おめでたい行事の宴席など、折に触れ大変お世話になっています。



大阪モデルにより黄色く点灯する通天閣



料亭で出される料理

その料亭もこのコロナの中で頑張って営業してきたのですが、大きな宴会が今後あまり見込めない事や、時代の変化を見越して100年ほど続いた建屋をビルに建て替え、こじんまりとした料亭へ変身するため、この1月をもって1年余りの休業に入ることになりました。

おりしもオミクロン株急拡大で1月9日から大阪モデルにより通天閣はいち早く黄色に点灯、その日に名残を惜しみ家族で食事に行った日がその日でありました。（写真）

まさにコロナは飲食業界の変化に大きく背中を押す大きな出来事と理解せざるをえません。大阪の良き食文化、食文化を通じた人と人の良いコミュニケーション、もう少しの辛抱で少し変化を遂げつつも、リアルにコミュニケーションできることを今年こそ祈るばかりです。

（河村 武敏）

〈広報委員会委員〉

担 当 理 事 河村 武敏（アピックス）
委 員 長 山際 祥一（マイクロテック）
委 員 長井 勉（横浜マイクロシステム）
菊池 幸（コニカミノルタジャパン）
安齋 美香（ハイパーギア）
兼吉 愛香（富士フイルムビジネスソリューション）
高島 大輔（シティコンピュータ）
夏目 宏子（ナカシャクリエイテブ）

事 務 局 山下 康幸

【事務局から】

2022年の大河ドラマ『鎌倉殿の13人』、自分の地元が舞台となっていて毎週日曜日はTVから目が離せません。同僚や友人たちにも自慢げに話していましたが、自分はずっとタイトルを「かまくらでん」って読んでました……。正しくは「かまくらどの」なんですよ。

IM5・6月号予告

改正電子帳簿保存法 アンケート結果発表
IPFSについて
世界の電子政府DXシリーズ

※本誌内容についてご意見・ご要望等ありましたらJIIMAホームページの問い合わせ窓口までお寄せ下さい。

IM 3・4月号◎

2022年 第3・4号／令和4年2月25日発行 ©日本文書情報マネジメント協会 2022

発 行 人／甲斐荘 博司
発 行 所／公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-1-3 和光ビル7階
TEL (03) 5821-7351 FAX (03) 5821-7354
JIIMA／<https://www.jiima.or.jp>

編集・制作／日本印刷株式会社

印刷版（オンデマンド）定価（1冊） 1,100円（税込・送料別）
印刷版（オンデマンド）年間購読の費用はお問い合わせください

印刷版（オンデマンド）のお申し込みはJIIMAホームページから。

ISSN 2435-0354
ISBN 978-4-88961-219-6 C3002 ¥1000E

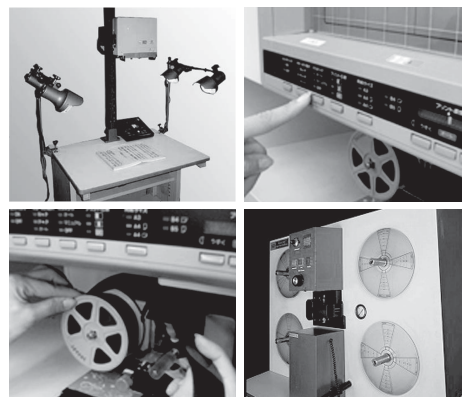
Journal of Image & Information Management（本誌に掲載された写真記事いっさいに関して、JIIMAの許可なく複写、転写することを禁ず）

Document Scanning&Conversion

すべてのドキュメントをデジタル化する
デジタル化アドバイザー



HS Inc. Image & Information Management Service



Digital Conversion

マイクロフィルムデジタルコンバート
コンサルティング

Document Archives の最先端を行く



HS エイチ・エス写真技術株式会社

Image & Information Management Service

LOOKING AT FUTURE OF OFFICE NEEDS

URL <http://www.hs-shashin.co.jp>

Address

本社 / 553-0003 大阪市福島区福島4丁目8番15号
TEL 06-6453-4111 FAX 06-6453-3999

HS ASAMI GROUP
H・S アサミグループ

関西写真工業株式会社	電子ファイリング・CAD 設計
アサミクリエイト設計株式会社	機械・電機設計製図請負
アサミ情報システム株式会社	GIS 構築・ソフトウェア開発
アサミ計測情報株式会社	
アサミテクノ株式会社	機械全般の設計業務請負 (2D3D CAD)

HS Network

横 浜	045-508-3885	本 部	06-6452-0101
敦 賀	0770-23-7283	テクニカルセンター	06-6453-6188
若 狭	0770-32-9150	堺	072-241-1839
滋 賀	0749-64-0847	神 戸	078-671-7488
京 都	075-671-7980		



KONICA MINOLTA

Giving Shape to Ideas

あらゆる
マイクロフィルム
形態に対応し、
情報の運用・管理を
支えます

PCとの接続で蘇る「マイクロフィルム=レジェンドメディア」からの情報の利活用が可能

多彩な機能と検索力を集約した マイクロフィルムスキャナー

PCと共にデスクトップに設置可能な軽量・小型設計のマイクロフィルムスキャナー。フリップ検索も可能になることでより快適な作業を実現します。また、タッチパネルにも対応する簡単・快適操作の専用アプリケーション「SL-Touch」も標準装備。省スペースと高性能を両立し、「マイクロフィルム=レジェンドメディア」の活用シーンを拡大します。

使用フィルムの形態に合わせて機種モデルの選択が可能

フリップ検索対応、正確な高速自動検索・ファイル出力

6.8x~105xの幅広いズーム&光学解像度430dpi

Legend Scanner シリーズ

○FCモデル/LS5000F ○電動RFCモデル/LS5100R
○フリップ検索モデル/LS5200B

※写真はLS5200Bです。

大切な貴重書や劣化図書などの原本を 傷めずに高品質でスキャンができる フェイスアップスキャナーシステム



出張スキャンにも対応
優れた可搬性

原稿に優しく劣化を防ぐ
LED光源採用

細部まで鮮明にスキャン
光学解像度400dpi

多彩な編集/加工が可能
アプリケーション搭載

フルカラー・フェイスアップスキャナーシステム

○アーカイブモデル/
ScanDIVA SD8800A
○標準モデル/
ScanDIVA SD8000G

ScanDIVA

「マイクロフィルム=レジェンドメディア」から 蘇る情報の利活用ができる最新鋭機 「Legend Viewer」

リーダプリンター機能/
スキャナー機能の
切り替えがワンタッチ

スキャンも、プリントも、
デジタルならではの
高速・高画質を実現

充実した便利機能と
多彩なオート機能で
操作が簡単



※写真はLV7100です。

A3スクリーン・A3プリンター搭載

A4スクリーン・A3プリンター搭載

LV7100

LV6100

各機種ともに高品質・高信頼性の国内生産

〈国内総販売元〉

コニカミノルタ ジャパン株式会社

〒105-0023 東京都港区芝浦1-1-1

<https://konicaminolta.com>

商品に関するお問い合わせは **0120-805039**

受付時間 9:00~12:00・13:00~17:00(土、日、祝日を除く)